

平成25年9月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成25年9月9日

○出席議員 17人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	6番 根本讓君	7番 佐藤啓史君
8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君	10番 吉野修文君
11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君	13番 土屋元君
14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君	16番 丸昭君
17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君	

○欠席議員 1名

5番 渡辺玄正君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 西川一男君
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 玉田忠一君	福祉課長 花ヶ崎善一君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君 議事係長 屋代浩君

議事日程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

平成25年9月9日（月） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により、順次質問を許します。最初に、鈴木克己議員の登壇を許します。鈴木克己議員。

〔2番 鈴木克己君登壇〕

○2番（鈴木克己君） 皆さん、おはようございます。会派、新創かつうらの鈴木でございます。9月議会一般質問トップでの質問をさせていただきます。

昨日の早朝には、日本中が沸き上がるトップニュース、ビッグニュースが入ってまいりました。東京都を中心に日本全体が希望していた2020年夏季オリンピックとパラリンピックの開催地が東京に決定いたしました。

総選挙後の安倍政権発足とアベノミクスによる経済への効果が徐々に具体化する中、2020年には東京でのオリンピック開催、これに向けてますます日本経済は大きく上向くことは間違いありません。また、これを契機に、千葉県、そしてこの勝浦市も市内経済の活性化と発展性のあるまちづくりを目指し、そして、それを推し進めることができるものと期待しております。

さて、勝浦市においては、本年度が勝浦市総合的計画第1次実施計画の締め年度であります。来年度からは新たに第2次実施計画が始まります。総合計画の進捗等については、これから各種審議会等でその内容が審査され、また新しい提言等もあることと思いますが、これらをどのように進めていくかは、リーダーである市長の考え方、市民に対する思いが第一であると思っています。

市長のこれまでの豊富な行政経験と実績をもとに、平成23年8月の市長就任からわずか2年間で、市長選挙の公約に掲げた政策や事業のほとんどに取り組み、そして、それをスタートさせたその手腕と実績については、これを高く評価する市民や団体は相当多くなってきていることは間違いありません。また、この現状に対し不安視する市民もいることも事実であります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、今後の市政に対する市長としての対応、そして、それらをもとに次の3点についてお伺いいたします。

その第1点目として、1期4年のうち2年が経過した中で、これまでの2年間の取り組みに対する市長自身の自己評価と、これからの2年間における主体的な取り組み及び勝浦市の方向

性について、市長ご自身がどのように考えているか、お聞かせください。

次に、第2点目として、これからの勝浦の新たなまちづくりのために必要な施策は何か、市長としての今持っている構想についてお聞かせください。

3点目として、冒頭にも申しましたとおり、市長の選挙公約に記載された主な政策は25項目にわたり、そのうち23項目については、既に完了させたものもある中、何らかの形でスタートさせており、その実行力について、改めて敬意を表します。と同時に、それらを推し進めている市職員が一丸となってこの事業を推進していることに対して、改めて敬意を表するものであります。

このような現状の中ではありますが、公約に掲載された中の1つであり、今のところ未実施である高齢者や生活弱者に対する買い物代行サービスの支援についてという福祉サービスの事業支援の展開については、今後、どのように計画し実現するお考えがあるのか、お伺いいたします。

次に、水道事業についてお伺いします。平成24年から開始した未給水地域解消のための水道管布設事業については、現在、事業進行中ではありますが、私は、平成23年12月の議会においての一般質問で、事業完了後の水道普及率について質問しましたところ、市長の答弁では、その事業が終了した平成27年度末の水道普及率は99.9%になり、花里地区の2戸以外は解消されるとのことでありましたが、このことについて若干の疑問がありますので、次の点についてお伺いします。

その第1点目は、現在、実施中の事業予定地以外の地域でも水道送水管の布設がなく、水道水を給水できない地域が残っている実態がありますが、市としてこれらの地域の実態と現状の把握について、どのように承知しているのか。また、これら残された未給水地域への今後の布設をどのように計画する考えか、お伺いします。

次に、市長も、水道料金が安いという認識があるという中で、これまでも何度となく議会で取り上げられている高料金対策、つまり県の補助金活用による料金低減化について、さきの私の質問に対し、総合計画の実施状況を踏まえて今後検討するということでありましたが、それがどのように検討され、来年度から始まる第2次実施計画に位置づけられるのか、お伺いをいたします。

大きな3点目といたしまして、河川水質浄化対策についてお伺いします。このことについても何度も河川、特に浜勝浦川の問題については、毎回のように議会で質問をしております。また、この後の同僚の議員からも浜勝浦川対策についての質問があると聞いておりますが、平成24年度に実施した河川環境状況調査で行われたアンケート調査の中で家庭の台所からの雑排水排出に関し、三角コーナーについての質問がありました。その質問の回答では、19%は三角コーナーを使用せず、三角コーナーを使用していても17.7%は網をつけていないとの結果が報告され、これに基づき今後の対応が調査の中で示されています。

このことに関連し、第1点目として、平成8年ごろから河川水質汚濁防止の啓発活動として、市独自の三角コーナー専用袋を袋メーカーと共同で開発し、各家庭に対し、夏季期間約3カ月間使用分の三角コーナーの袋を無償配付した経緯がありますが、それを廃止した経過についてお伺いいたします。

次に、2点目として、浜勝浦川汚染対策の対応として、家庭雑排水が水質汚濁の一因となっ

ていることから、一案として、排水は三角コーナーを通して行うよう呼びかけることが必要であるとありますが、今後の具体的な啓発活動について、どのように行う考えか、お伺いします。

第3点目として、以前実施した河川汚濁防止対策用の三角コーナーの無償配布は非常に有効であったと聞いています。浜勝浦川問題だけでなく、河川環境改善のための啓蒙の一端として、以前のような取り組みを復活し、市全体で対策を行うことを求めるものでありますが、お考えをお伺いします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの鈴木議員の一般質問にお答え申し上げます。

お答えする前に、今お話がありましたように、昨日は2020年のオリンピック開催が東京に決定されたということで、私もその決定の瞬間ラジオを聞いておりまして、非常に喜ばしく思う次第でございます。今、お話がありましたように、オリンピック開催は、日本に対する経済波及効果3兆円とかいろいろ言われておりますけれども、そういう経済波及効果であるとか、雇用対策にも大きく寄与する。ましてこれからのスポーツ振興、こういうものにも大変寄与されるということでございます。本市を考えてみましても、千葉県においては、圏央道がいよいよこれで全線開通する。成田から外人の方が圏央道を使って東京に流れる。その途中にこの勝浦のほうにも流れてくるということで、こういう意味においては観光を中心として、その基盤整備をしていかなくちやならんというふうに思った次第でございます。

それでは、具体的に内容についてお答え申し上げます。

まず、2年間の取り組みに対する自己評価についてでございますけれども、本年8月で、私は市長就任丸2年を経過いたしました。ちょうど折り返し地点となりました。2年前の市長選挙での公約は、前山口市長の施策を基本的に引き継ぎまして、これまで全身全霊、スピード感をもって各施策に取り組んできたつもりでございます。例えば、一つとしては、産業廃棄物最終処分場の建設反対、残土条例の制定。もう一つは、防災対策の充実・強化、津波ハザードマップの作成配布であるとか、緊急避難路の確保、そのほかにも駐車場の整備、市民文化会館の建設、保育所の再編・整備、中学生までの医療費の無料化、学校の耐震工事の早期完成、圏央道へのアクセスの向上、すなわち国道297号松野バイパスの早期開通、勝浦駅のエレベーターの早期設置、市長への手紙の創設等々でございます。これらの施策は、既になし遂げたものであるとか、着手や芽出しをして、今後、実を結ぶものがございますけれども、全体的に見れば、公約実現性が見えてきておりまして、それなりに安堵しております。評価につきましては、市民の皆様や議会の皆様に委ねさせていただきます。

次に、今後の取り組みや市の方向性についてと、2点目の新たなまちづくりに向けた施策・構想についてでございますが、まず、去る4月の圏央道の東金・木更津間の開通が、本市にフォローの風をもたらすというふうに考えます。従来の外房地区のつながりに加えて、中房総地域としても連携を図っていくことが重要です。本市の国道297号松野バイパスの整備促進はもとより、大多喜町の国道297号横山バイパスや茂原・一宮道路、いわゆる長生グリーンラインの整備も進んでおります。これら中房総の道路整備を基盤として、観光を初めとする各施策の相乗効果が図れるよう、多方面にわたり近隣とのつながり、連携を目指していきたいというふうに思

っております。

また、日本の社会経済状況も大きく変化しておりまして、特に人口の減少や少子高齢化が今後ますます進むものと考えられ、このことは本市も同様であります。現在、定住促進の施策を推進しておりますけれども、新たに移住者を呼び込むことと同時に、今、勝浦に住んでいる市民の皆様が、勝浦に住んでよかったと感じることができるソフト・ハード事業を含めた施策を積極的に展開していくことが必要であると思っております。また、そのことが今後の交流人口を増やし、本市への経済波及効果をもたらすものと考えております。

そして、この「交流」というキーワードで有効な施策を積極的に推進していきます。活発になりつつある市民活動をサポーターしながら、市民の地域への愛着・自信・誇りを醸成し、自然・歴史、そして人とのつながりの中で基本構想の将来像であります「海と緑と人がともに歩むまち“元気いっぱいかつうら”」をつくり、次代の子どもたちに引き継いでいきたいと考えております。

議員各位におかれましても、今後ともご指導、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者や生活弱者に対する買い物代行サービスの支援についてお答え申し上げます。

現在、少子高齢化や商店の閉鎖などにより、買い物場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能が弱体化し、買い物が難しくなっている人が増加しております。買い物代行サービスを今後どのように計画し、実現する考えかというご質問でございますけれども、本市の高齢者福祉サービスといたしまして、日常生活を営むのに支障のあるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象にホームヘルパーが自宅を訪問して、一人では行えない買い物等の家事援助を行う事業として、社会福祉協議会が実施しております生活支援訪問介護事業や介護保険法による介護保険サービスといたしまして、買い物等を含む日常生活上の支援を内容とした要介護者対象の訪問介護、要支援者対象の介護予防訪問介護などのサービスを利用されるケースもございます。

また、市内事業者との連携により、高齢者向けガイドブック、いわゆる「勝浦いろは帖」へ宅配・配達などを行っている事業者等の情報を掲載し、配布しております。

本市といたしましては、買い物弱者の問題につきましましては、日常生活の維持に不可欠な食料品や日用品の買い物ができないということは深刻な問題であり、高齢者が住みなれた地域で安心して生活をするためにも、この問題を社会的な問題と捉えて地域の中で支える仕組みをつくることが重要であるというふうに考えております。

そのためには、商品の宅配サービスや移動販売、顧客送迎サービスなどの事業については、採算性の確保が課題とされておりますので、これらの対応を含め、アンケート調査等での地域の意向を踏まえ、先進自治体の事例を研究するとともに、商工会等の関係団体と協議してまいります。

次に、水道事業についてお答え申し上げます。

最初に、現在実施中の未普及地域解消事業予定地以外でも給水できない地域の市の把握状況と今後の布設計画についてのご質問でございますけれども、平成23年12月議会において、平成27年度末の普及率は99.9%と申し上げましたのは、住民基本台帳人口及び世帯数から地区全体が未普及地域である花里地区を除外した場合の普及率であります。しかし、普及地域としてカウントいたしました地区の中にも一部未普及地域が残っております。具体的には、佐野、市野

郷、市野川、松野、芳賀及び興津地区の一部や東急リゾートタウンの奥の地域等が未普及地域となっております。それらの未普及地域の世帯数は約140世帯ぐらいと考えられ、その世帯を含めて給水地域から除外した場合の平成27年度末普及率は、約98.5%と見込んでおります。

未普及地域の解消事業の計画についてでございますが、平成26年度からスタートいたします第2次実施計画には、平成24年度から4カ年計画で実施しております市野川、中倉、大楠及び小松野地区の未普及地域解消事業の平成26、27年度工事費と、平成28年度に平成27年度実施箇所の舗装復旧費を盛り込んでおりますけれども、新たな未普及地域の解消事業は計画しておりません。それらの未普及地域につきましては、今後、地域の現状把握と平成29年度からスタートします第3次実施計画での財政の見通しを見極めながら検討してまいりたいと考えます。

次に、水道料金の高料金対策の検討状況と、第2次実施計画に位置づけされるのかとのご質問でございますが、水道料金の低減策といたしましては、県の市町村水道総合対策事業補助金の活用がございます。この補助金の対象事業は、一般会計が水道企業会計に対し、高料金対策として繰り出すことが要件となっております。現在、来年度からスタートする第2次実施計画において取りまとめを行っているところでありますが、国の財政健全化に向けた取り組み等を踏まえ、本市の財政状況を推しはかりますと、いまだ本市の基盤整備事業経費がかさみ、また、歳入の根幹である市税及び地方交付税の伸びは見込めないことから検討いたしました結果、高料金対策につきましては、第2次実施計画に盛り込むことは困難なものと考えます。

次に、河川水質浄化対策についてお答え申し上げます。初めに、台所用の三角コーナー専用袋の無償配布を廃止した経緯についてでございますが、台所用の三角コーナー及び排水口の水切りネットの配布につきましては、平成8年度より平成15年度まで各家庭に8年間にわたり無償で配布していましたが、各家庭に定着、浸透したことから、廃止に至ったものであります。

次に、三角コーナーの水切りネットの利用啓発活動についてでございますが、河川環境状況調査の結果、浜勝浦川流域の多くの世帯で三角コーナーを使用していますが、目の粗い網タイプのネットを使用していることが多く、河川の水質汚濁の原因の一つとなっていることから、一案として、三角コーナーのネットには、なるべく目の細かいものを使用してもらうことを呼びかけることが必要と考えます。目の細かい水切りネット使用の啓発につきましては、昨年、一昨年のいんべやあフェスタ等で実施しているところですが、改めて浜勝浦川周辺の住民の方への回覧や、市のホームページを通して啓発してまいりたいと考えます。

次に、三角コーナーの水切りネットの無償配布についてでございますが、議員ご指摘のとおり、三角コーナーや排水口の水切りネットは河川汚濁防止対策として有効であり、また、住民の環境意識の向上につながりますので、その使用についての啓発を推進してまいります。その購入はあくまで個々人で手当てすべきものであり、無償配布につきましては、実施する考えはございません。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 市長、ありがとうございます。第1点目の市長の政治姿勢、また今後の取り組み等については、市長自身の言葉ということで受けとめさせていただきますし、非常に期待しているとおりのお話が聞けたということで、私も総合計画をつくるときは、市長はまだ副市長であったり、それ以前、県の職員であったりということの中で、現在の勝浦の総合計画を

つくられています。そういう中において、総合計画をつくった時点と今を比較すると、首長は変わっているということが一番大きな点だと思います。やはり市長が勝浦市のリーダーでありますので、市長の考えが総合計画に全て反映されていくのが当然だと思いますので、その点では、今、お聞きした話は非常に有効であると思います。

なぜ、これを今やるのかと言いますと、やはり1期4年のうちの2年、半分が経過して、これは決してUターンというか、マラソンで言うターンではありませんで、これから先の2年間を見据えた中での2年間でなければならぬと思うわけでありまして。市長自身がお話しされましたけど、前山口市政を継承してということが、当初うたわれていました。前山口市長の継承は確かにあったかもしれませんが、今は猿田市長の方策ですので、そこのところは私たち自身は置きかえております。

先ほど申しましたとおり、ほとんど終わってしまった2年間で、これは普通考えられません。考えられないというよりも、4年間で徐々にやって、最後の4年で新たに締めれば次につながるかなど。通常であれば、次の2期目を目指すときに、やり残したことがあるので次もやりますというふうな、どこの施策を見てもそのようなことを言っていますが、ほとんどスタートしていることについては、これから2年間でそれをどう実現させていくのか、そしてどう決着をつけていくのか、また、次の4年間につながる部分が当然出てきますので、その辺をどうするのかということ、また新たに確認をしておきたいというのが1点あります。

それと、医療健康福祉サービスの充実という中で、高齢者のための買い物サービス代行を1点だけお聞きいたしましたけど、これも今の勝浦の状況を見ますと、ひとり世帯の方や高齢者の世帯が確実に増えていますし、そのための施策、こればかりじゃありません。支援策を本当に今やっていると思います。そういう中において、食べるという部分と、生活する上では衣食住のもので、それが自分で手当てできない方も出てきていますので、その辺をしっかりバックアップしていくことも大事な部分でありますから、今、市長が今後やっていきますということですので、この大きな1問目については、市長の今後の2年間、取り組みをお話しされましたが、もう一度、さらに具体的にもう少しお話をいただければなというふうに思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今後の2年間につきましても、今の時代というのは、非常にテンポも速うございまして、また、環境も大きく変わってくるということで、政策課題も新たに増えてくるという時代であると思います。先ほど言いましたが、これから圏央道が開通して、本市にフォローが吹いているという中で、またオリンピックなんかも踏まえても、これから本市の観光をもう一回見直して、この受け皿といいますか、その整備、こういうものもやっていく必要もありますし、道路整備も、国道297号松野バイパスもさらに加速をさせて、もっともつと鶴舞インターに入れるように、時間距離を短縮するというのが、逆に外国人の方が多く訪れる、また成田から訪れるときに勝浦のほうにも来ていただく、また、それ以外の日本国内の皆さん方も勝浦に訪れていただくということが必要なんで、こういうインフラ整備も必要であろうというふうに思います。

私が公約をつくった2年前と、若干幾つも違います。幾つか事例を挙げますと、若潮高校の問題なんかも、その後に出てきたということで、今後若潮高校をどのようにするのか、今現在、子どもたちがまだ学んでいますけれども、その後平成29年4月には若潮高校は、誰も使わな

くなるということで、その後、恐らく市のほうでそれを譲り受けてその整備を図っていくということも必要ですし、そのほかにも、いろんな塩漬け土地の活用の問題とか、幾つかの問題がございますので、こういう新しいものにもらみながらこの2年間、スピード感を持って取り組んでいきたいなと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） ありがとうございます。常に経済も市も全て動いていますので、毎日毎日新しい問題が起きているのは事実です。そういう中に若潮高校という問題も出ましたけど、これは今、子どもたちがいる中ですので、また改めてその問題は提起されるのではないかというふうに受けとめておきます。

また、警察署も新しくなりました、古い警察署も解体がほとんど終わりました。そういうところの跡地利用も、勝浦市にとって、平ら地というのが本当に少ない町ですので、その辺も市の中で有効に活用できるということも検討して、もちろん検討しているでしょうけど、そういうことも含めて、今後ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

1点だけ、それに関して、7月30日の新聞に、北中学校で市長が講演したという写真入りの記事がありました。この中に、表題は、あか抜けた町をつくりたいというようなことで、今の中学生について、この子たちが7年後にはちょうど20歳ぐらいになっているかなということですけど、その子どもたちが先が見える、勝浦市の現状はこうで、勝浦市をこのようにしたいということを今の中学生に訴えて話をすることは、非常に有効な講演だったんじゃないかと。聞きには行けませんでしたけど、新聞で記事を見まして、やっぱり市長、随分いいことをやっているなど評価させていただきますが、今後もこういう講演なりは、まだほかの中学校でやらないところもあると思いますので、ぜひとも進めていただければと。市長はいろんなところで自分の考えを話をしているのを聞いています。それもやはりこの勝浦のためということで、自分自身の責任を説明していくということでもありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。この1点目についてはこれで終りにいたします。

次、2点目の水道事業についてお伺いをしていきます。先ほど3点ほどお聞きしたのでありますが、若干もうちょっと詳しく聞きたい部分がありますので、水道課長になりますが、未給水地域対応で、27年度までにはほぼ終わるということで、27年度末に98.5%の普及率になるということで、前回の答弁の、計算の方法が若干違うということだったので、それはそれとして、27年度末には98.5%、その中で対応できないところが、先ほど市長のほうからもありましたが、もうちょっと詳しくわかるのであれば、この際、明らかにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。先ほど市長から答弁のありました約140世帯の地域の詳細な場所についてでございますが、佐野での一部未普及地域は、郷渡原地域、元太田染色の付近で約10世帯、市野郷では真福寺バス停から奥の地域、ペンションおやこぼと周辺の地域でございますが、こちらで約5世帯、市野川では、平成27年度までの未普及地域解消事業の計画区域外であります市道松野・中倉市野川線との丁字路から上布施方面への県道勝浦布施大原線沿線の地域で約22世帯、松野では、川向地田園生活館、勝浦温泉の付近でございますが約14世帯、杉戸では三条地域で約21世帯、芳賀では、国道297号、国際武道大学野球場入り口を花里

方面に向かった介護老人施設やすらぎの里手前の左側一帯の地域で約29世帯、白木では、芳賀地区から白木へ抜ける道の一部地域で約9世帯、串浜では、市道勝浦荒川線のキャプテンズテーブル付近の約11世帯、興津地区では、国道128号興津バイパスからミレーニア勝浦への入り口付近の約4世帯、それと県道勝浦上野大多喜線の高台にあります興津台分譲地で約10世帯、そして、東急ゴルフ場の奥といいますか、裏の地域で約6世帯、そして花里の3世帯の合計約140世帯が未普及地域となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 詳しい世帯数までありがとうございました。要するに、水道というのは生活の上で最も大事な水、電気もいろいろありますが、その中で水というのは毎日、朝から晩まで使うものでして、以前にもいろんな話をしていますけど、水道の普及というのは、市が率先して行わなきゃならないということで、今現在、大きな事業を実施しています。それが27年度末には、おおむね計画上の事業が完了すると。今、聞いたのはそれ以外のところで、なおかつ140世帯、水道を引きたくても水道管が来ていないので引けないと。ただし、そこについて、勝浦市の昔から住んでいる方がほとんどの地域ですし、新たに分譲地ができているところもありますが、昔からそこに住んでいる、また、そういうところに市長が推し進めている移住・定住の定住者も結構多く来ている場所なんですね。ただ、新しく来る方は、当然不動産を買うときには水道水が未普及地ですという表示がありますので、それを承知して来ていて、勝浦市は非常に水がいいということで、地下水を掘って生活はしていますけど、最近になりますと、やはり地下水に問題が出ているということ。これは何かといいますと、私が聞いている範囲では、昔はまきでお風呂を沸かしたのですが、今はどこの家庭でもボイラーが入ってお風呂のお湯を沸かしています。そういうところでやはり水質に問題があるのか、よくお湯を沸かすと、ポットの中にカルキというかアルカリ成分みたいなものが残りますけど、そういうものが邪魔をしてというか悪さをして、ボイラーの寿命が非常に短いということを聞いています。そんな中で、以前、この議会でも大楠に水道をとという中において、大楠では今やっていますが、地下水があるのでということでありましたが、やはり大楠あたりの水も鉄分が非常に多いとか、そういう話も聞いておりますので、それが人の生活にどれだけの影響を与えているかというのは、具体的に調査したわけではありません。人の話で申しわけないんですが、そういうこともあります。

その中において、移住・定住を進める上でも、この地下水ではなくて、市の管理する飲料水が確保されることは大事なことだというふうに思いますので、現在、第2次実施計画の中ではここの部分をやらないということですが、これが終わった後に計画をしていくんでしょうけど、その辺はまだ、あと3年、4年先なので、具体的にはどうのこうのはならないんですが、こういう地域、今言われた大きいところでは芳賀の一部とか、杉戸、三条、ここは三条だけではなくて、川から向こう側は入ると思うんですが、そういうところにおいてもありますし、あと、市野川のほうも、まださらに残るということですが、この辺について、恐らく各行政区の区長なり、行政区のほうから要望をするか、以前からも来ていると思うんですが、そういう要望はあるんでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答え申し上げます。先ほど申し上げました未普及地域でございます約

140世帯の地域の中で既に水道管布設の要望書の提出がある地域がございます。その地域は、佐野区郷渡原地域への要望書が、平成24年1月26日付で佐野区長から、松野区川向地域への要望書が、平成24年2月28日付で、特定非営利活動法人田園生活館及び平成24年3月15日付で松野区長から、市野川区の計画区域外への要望書が平成24年7月20日付で市野川区長から、それぞれ提出がございました。

要望書に対する対応でございますが、文書による回答は来ておりませんが、口頭で現在実施している4地区の未普及地域対象事業完了後、市内の他の未普及地域とあわせて現状調査を実施の上、今後の財政状況を見極めながら検討していきたい旨の回答をしております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 詳しい説明でございましたけど、要は水道水、どこの地区でも人が生活していれば、これから井戸の水があるからというのではなくて、やはり上水道の水を配水するのが市のとるべき対応だと思いますので、これから先、まだ時間はかかりますが、徐々に行っていくという考えだと思いますが、この辺について確認をしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。先ほど申し上げました約140世帯の12地域や未普及地域につきましては、平成27年度末までに地域の現状調査を行いまして、平成28年度に作成いたします第3次実施計画の中で事業の進捗状況と今後の水道事業会計の財政の見通しを見極めながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） それと関連するんですが、今、140世帯余りが、今はまだ大楠とか工事に入っていない分があるんで、もっともっと多いんですが、やはり先ほど言ったように、鉄分が多かったりして、洗濯物にも影響があったり、また湯沸かし器やボイラーに適さない水質だったりということがあります。また、それはそれとして、井戸水を飲料するに当たっては、保健所の検査をしないと、個人が勝手に飲むには問題ないと思うんですけど、基本的には検査を行った水を飲むのが正しいと思います。それについて、以前から市が補助をやっていると思いますが、最近そういう検査依頼があると思いますが、その辺わかれれば教えていただきたいと思いません。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。水道未普及地域の水質検査、その検査に対する補助ということでございますが、検査機関で受けた検査に対しまして補助を行っておりまして、現在、23年度で8件、24年度5件、現在は3件の補助を行っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） その検査を、毎年広報していると思うんですが、今後も、100%という普及はあり得ないと思いますけれども、それに近づける中でこの検査等についても今後継続をお願いしたいと思います。

次は、高料金の対応についてお伺いします。ざっくりと、市長はやりませんじゃなくて、今までの回答と全く同じ回答をされました。要は財政の問題を引き合いに出しましてできないと。今はやれないということです。私が気がついたのは10年ぐらい前から、高料金に対して何だと思ったときから同じ答えがずうっと引き継がれていまして、質問するほうもだんだんあきれて

くるんで、質問しないかと思ってたら、またやりました。市長のいろんな構想の中で既に対応された、先ほども関連しますが、人口減対策としての移住・定住促進、推進すれども、水道の布設もしかりですが、料金は大きな問題になっています。移住者からの疑問や要望にも、水道料金の高さ、これは私がこの前質問したときにもいろいろのことを聞きましたので、その部分については触れませんが、水道料金が勝浦市、とにかく高いんだと。全国でも高いほうから10本の指に入る、そういう料金でございます。市長答弁では、高料金対策は第2次実施計画には、市の財政状況や市税、歳入の伸びが見込めないから困難であるという答弁であります。これは何度も言うようですが、過去からの答弁と何ら変わらない。私は、猿田市長の答弁を聞きたいんです。財政問題は、市の財政全般の問題です。財政問題でできないというなら、これは未来永劫、永久にできません。周辺の市町村、これは既にご存じでしょうけど、鴨川市はやっていませんが、それ以外の県との比較で高いところについては県から補助金をもらって、なるべくそれに近づけるような料金体制をとっています。御宿町、大多喜町、いすみ市においても、何らかの形でこの対策を行っている。勝浦市よりまだまだ財政状況の悪いところでも、この対策を行っている。それは一般会計から同額のものを出すことによって県から補助金がもらえるんです。なぜもらわないんですか。そこのところを、なぜもらわないかというのをお聞きしたい。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この高料金対策、これは従来からいろいろご質問なり要望が出ておるんですけども、先ほど答弁したように、従来と変わらないと言えば変わらないんですが、いろいろ本市の基盤整備をやる場合の経費等を考えますと、まだ一般会計から繰り出しをするというのは厳しいかなということでございまして、実はこの高料金対策で県の水道総合対策事業、これを使うにしても、実は相当の繰り出しをしないと料金は下がりません。1,000万円やそんなものじゃ料金は変わりません。では一体幾らぐらいだったら料金が下がるのか、果たして勝浦の料金がとんでもなく高いのかというと、そうではないんです。県内では一番高い高いと言われますけれども、私の認識では、10立方メートルとか幾つかの基準によってあれですけども、私は、それを1億円も繰り出しをして、相当下げて、果たして料金が下がるかといったら、1億円の繰り出しをできるかといったら、これは実際厳しい。そういうのが一つあります。

もう一点、お話しさせていただきたいんですが、今現在高いというのは、特に県水との比較において高いわけです。今現在、用水供給事業において、県水と実際にうちのほうの南房総広域水道企業団、それから九十九里地域水道企業団、これとの用水の統合事業をやっております。これはなかなか厳しいところですよ。実際、都市部において県水を受けております。千葉市なんかほとんど県水です。千葉市の政令市でありながら、自分ところの水道をやっておりません。土気という一部の地区しかやっておらない。船橋、市川、東葛、こういうところは県水で利益を受けております。県水は物すごく安いわけです。やはりそれはおかしいだろうと。後々、広域市町村圏なり水道の組合をつくってやっている九十九里地域水道企業団であるとか、南房総広域水道企業団であるとか、こういうところは非常に高く、こういうところは財政が厳しいという中で、その比較において県水が安過ぎるというのはちょっとおかしいだろうということで、今現在、県のほうが中心となって用水の統合事業をやっております。これが統合になれば、県水のほうが高くなり、こちらのほうの用水が下がる、こういう仕組みもありまして、こうい

うこともらみながら、今現在、本市の財政状況等、また実際繰り出しの効果がどのくらいの繰り出しをやったら効果があるのかといういろんなことをてんびんをかけて考えたときには、今現在はまだちょっと繰り出しをするのは厳しいということです。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 市長が言うと、ああ、そうかなと思っちゃうんですけど、これは理屈じゃないですもの。やるかやらないかなんです。財政がどうの、そうじゃなくて、では幾ら下げたら安く感じるんだというところじゃなくて、県がこういうためにこういう我々勝浦市みたいな地域のために補助金を用意しているんですよということを言っているにもかかわらず、勝浦市はやらない。それはなぜかといったら、それをやると、市の財政を圧迫するからと。今、市長が言われたように、県水道の料金格差もありますし、今後、先には国保は別の問題なんでいたしませんけれども、将来的には広域水道もだんだん統合していくような話になっていると思います。そうなったときには、自然に料金体制が均一化してくるんじゃないかと思いますが、それがいつか見えているならいいですよ、オリンピックみたいに2020年にやるというなら、あと7年間、何とかすればいいんですけど、そうじゃない現状です。

私は、なぜ今回出したかという、一番最初の市長の政治姿勢の中で言ったとおり、この判断は市長だけなんです。市長が判断すれば、財政は財政なりについていくんです。ですから、この2年間の中で、第2次実施計画の中に文言として入れるのが難しいのであれば、それは検討するでいいんで、市長の2年間の中でこれをやるということが、私は次につながっていくと判断します。これは幾ら下がる、例えば1,000万円入れたら何十円下がる、5,000万円入れたらという数字は前回聞きました。1億円入れたら幾ら下がる、勝浦市の場合は最高で1億2,000万円か3,000万円かその辺の数字までだそうですが、県のほうが出していくということになりますが、今年については、既に議案等終わっているようなので、来年度以降、27年度以降になると思いますが、これをぜひ市長、決断してもらいたいです。要は、この任期中に対応すると、これは政治決断です。財政の行政決断ではありませんので、政治的に市長がやるかやらないか、それだけ聞いておきます。もし、市長がだめだというのであれば、これは未来永劫できませんので、それについてご判断をいただきたい。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 高料金対策に絡む水道会計の繰り出しの関係でございますけれども、先ほど来お話しておりますけれども、財政状況を考えながら勘案すると、ちょっと今はまだ厳しいということでもあります。

この繰り出しを一旦やると、これはずうっと永劫に繰り出さなければならない。例えばいすみ市なんかは3億円繰り出しています。これは市が3億円水道会計に繰り出し、県から3億円もらっているということですが、大多喜町が約7,400万円、御宿町が2,000万円、こういうような状況でございますけれども、本市で繰り出して、どの程度料金が下がるか、その下げ

方にもよります。実際、いすみ市が3億出しているから、うちは5,000万円出すかというような判断で、一旦5,000万円出せばずっと毎年5,000万円繰り出さなきゃならんということで、本市の一般会計の中の基盤整備事業を考えますと、やっぱりまだ厳しいということでございます。

鈴木議員、質問でありましたように、これは政治決断だというようなお話も、それなりにわかるところでございますけれども、今のところはちょっと厳しいなという感じは、私は持っております、ただ、ご意見については十分わかりますので、今後、そういうような時期が来れば、またそのときに判断をしたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） もうちょっとスバツと来るかと思ったんですね、やるかやらないかだけの話なんで。やらなきゃやらんでいいですよ、これは。ただ、今、言ったように、財政問題云々と市長のほうから言われましたが、では、いすみ市はどうなんだ、大多喜町はどうなんだ、御宿町はどうなんだ、幾ら出しているんだということを言われましたが、あくまでそれはその自治体の判断です。今、言われたように、どこの自治体をとっても、財政は非常に厳しい、勝浦より厳しい自治体だと思います。そういう中においても、やはり水道料金という市民全体が絡んでいる問題、今までは、理由として、水道が入っていない地域がまだいっぱいあって、それを市の税金、一般会計から出すと均等ではないということを理屈として言っていました。これはそのときの理由かもしれませんが、27年度末にはもう98.5%まで来ます。そうなれば、やはりこれを出しても、市民から何ら問題は提起されないと思いますし、逆に歓迎される問題である。例えば1億5,000万円出したら幾らというのは前回聞きましたので聞きませんが、そういう問題ではなくて、これに対応するのかどうか、せつかく県が高い料金を低減化するために補助金を用意しているというのを利用しないということ自体がおかしいということで、財政は、例えば5,000万円としたら5,000万円、一般会計から毎年繰り入れるんで、その分5,000万円減ったから、では事業はできないかといったら、それはないと思います。要は、その分の5,000万円で道路がどれだけ舗装されるかという問題もあるかと思いますが、それ以上に、今まで、まだまだ市長の判断でいろんなことをやってきました。それに対して議会も納得した上でやっています。一々言うと、どれがどうのとまた繰り返しになりますから言いませんけど、そういう市長の判断を2年間、我々議会のほうもるる議論しながら、結果的に賛意を表明してきていますので、この問題は、市長の1期4年のうちの残す2年の中で決断をしていただきたいというのが私の主張です。それをやらなきゃやらなくてもいいんですよ、今、判断できるのは市長しかいませんので、これを財政がどうのこうのという市長からの答弁は聞きたくありません。市長、やるのかやらないのか、それだけ聞きたい。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまのご意見を承っておきます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 今、市長、いい顔をしていましたので、いい方向になると思います。

では、最後の水質浄化について、少しお聞きします。今回は三角コーナーのことを提案させてもらっているんですが、昨年行った、特に浜勝浦川の結果を報告書としていただいています。それを見ると、いろんな調査が行われたわけですけど、とにかく今年は、今月末にB-1グランプリが浜勝浦川を中心に行われます。そういうわけで、その1週間前には、大々的な清掃活

動がB-1の船団を中心に行われると聞いております。今年は特に暑かったので、私も現地に何回も行きましたけど、浜勝浦川の悪臭も例年に増してにおいがきつかったです。清掃もしていますけど、その上に輪をかけて汚濁が進んでいるのは、現状として見受けられますし、現地では一目瞭然ということですが、そういう中のアンケートにおいて、三角コーナーが使用されているにもかかわらず、今後まだそれを是正していく必要、また、もっともっと三角コーナーを普及していく必要があるということで、先ほど私の質問の中では、平成8年から平成15年までという答弁がありました。確かに平成8年から行っています。その三角コーナーは、以前は千葉県のほうの関係、県から各市町村に啓発用の三角コーナーが来まして、それを市が、一定期間、本当に10日分ぐらいのものを配布したのが始まりで、市としては水質浄化のために、市で独自に三角コーナーをつくった経緯がございます。それで、実は勝浦市独自の三角コーナーができていたんです。皆さん、ご存じかどうかわかりませんが、その三角コーナーは、勝浦市の清掃事務所の庶務係というところと、県内の業者ですが、袋の業者と3年かかってつくったものがあります。そういうものをもう一度復活させて、河川環境、浜勝浦川だけではなくて、排水の下水関係の水ですけど、それが自然環境に与える影響が大きいということで、いま一度、当時なぜやったかということを含めて、もう既に啓蒙が終わって普及したからやめたんだよということでありましたけど、それが今続いているかといえ、目の大きいものを使ったり、使っても余り役に立たなかつたりする部分があるので、改めて市として、その啓蒙をしっかりやっていく、そのためには、やはり見本的なものを出して、こういうものを使ってくれとPRだけではなくて、こういうものを使えば非常に効果があるという見本を示してやることも必要じゃないかと思いますが、先ほどは、今後無償配布は行わないという考えはないということですが、改めて具体的な啓発の方法と無償配布、ただで配ればよいというものではありません。市のほうでつくったかなり優秀な三角コーナーの袋がありましたので、それを復活させてはどうかということで、もう一度お答えを聞きたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。三角コーナーの啓発とか三角コーナー専用袋無償配布等のございますけれども、三角コーナーの袋につきましては、先ほど市長答弁にありましたように、平成8年から平成15年まで配布してございました。その後につきましては、最近でございますけれども、平成23年度と24年度にいんべやあフェスタのイベント等で開催時に配布してございました。また、河川環境状況調査の中で三角コーナーは使用していますか、三角コーナーには網等をつけていますかのアンケートの中で、その他の項目といたしまして、現在、三角コーナーのほかにシンク等に備えつけのかごがありまして、備えつけのフィルター等を利用されている方もおられました。また、川とか海などを汚す大きな原因の一つは生活排水と言われておりますので、その生活排水のうち台所とか風呂、洗濯などの生活雑排水が7割を占めているとも言われております。その生活雑排水のうちの約4割が台所からの排水と言われております。今後におきましても、三角コーナー、排水口のネットにつきましては、回覧とか市のホームページ等を利用いたしまして啓発していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 啓発の方法がホームページなり広報ということですが、より啓発を効果的に

行うには、やはり見本を示して行うことが必要ではないかと。過去のを調べたところ、過去に無償配布したときには200万円ぐらいが無償配布に係る経費として予算計上されていました。200万円をかけてやるのがいいのかということは別の問題になりますが、ぜひとも啓発について、少なくとも夏場の1カ月分30枚程度を配れば、全世帯配っても恐らく年間100万円未満ということになるかと思えます。当時は市が開発した袋が非常に人気があったというか、ただでもらうからいいというんじゃないで、当時1年間使う分を配ったわけじゃなくて、夏場の特に1カ月、2カ月、たしか100枚ずつ程度だと思ったんですけど、配っています。それが終わった後に、ぜひこれを売ってくれということを書いてきた方が随分ありまして、それは袋メーカーのほうでスーパーにおろしてもらうということで、実は勝浦にハヤシがあったんですけど、ハヤシで売っていた経過がありますが、今はなくなっています。そういうこともありましたので、それを復活させるのであれば、当時の袋メーカーにはそのもとがあると思えますので、その辺を検討してもらって、次の第2次実施計画の中で、それが生きてくればいいなと思っているんですが、市長、この水質浄化対策、これから浜勝浦川の汚水対策等もありますが、今後どのように進めていくのがいいのか、本来は下水道が整備されて、前にも言いましたけど、コンプラとか、そういうものが整備されれば、それはそれでいいんですけど、それには莫大なお金がかかるので、今、これから市長が目指していく浜勝浦川の浄化対策、その辺、お話しできれば、それを聞いて終りにします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この浜勝浦川というのは本当に大変だなと思うところでございます。過去にも、今言われたような、三角コーナーだとか水切りネット、こういうものを使いながら何とかこれを浄化しようということで、いろいろやられてきたということでございますけれど、現実にはあそこの汚れ、におい、これがなかなかとれないという状況もあります。ネットを配るとかそういうようなものではなくて、浜勝浦川に生活雑排水等を流している皆さんが意識を持って、これを行うというのが、私は一番大事なことであって、ネットを配ればいいのか、そんなものではないと思えます。したがって、みんなが意識として、よし、きれいにしようよと。この粗い目はやめて細かい目でネットを張ろうというような、そういう機運を持つことが一番大事なんで、私は、これはあくまでも市民の皆さんが個々にネットを手当てすべきだというふうに、私は思います。このB-1グランプリが今月末に行われます。この浜勝浦川の対策をどうするか、10万人の人たちが、この2日間、本市を訪れるわけで、この人たちは市街をずうっと巡ります。朝市にも出かけます。そのときには浜勝浦川のところを通ります。何も一時的なものではないんですけども、その前にこの浜勝浦川の浄化を、何とかそのときだけ、そのときだけというのもおかしいんですけども、やはりきれいにしようということで、今、作戦を練っているところでございます。少なくとも28、29日のときには、川からには出ないというような状況をつくる。それにはみんな川掃除もするし、そこのごみをくみ取ろうという計画も、現在、考えておりますので、ひとつよろしくお願ひします。いずれにしても、浜勝浦川というのは、水の流れが、干潮のときにはよどむというのが一つあります。それからやはり生活雑排水または上流の工場等がどうしても中に入ってくるということで、そこらについては、将来に向けて抜本的な対策を講じなくちゃいかんというふうに思っているところです。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 今、市長から浜勝浦川の問題を中心に、河川水質関係、お答えいただきましたけど、やはり啓蒙ということは非常に大事なことです。浜勝浦川流域だけではなくて、勝浦市内全体の河川で、ほかにも汚濁、要は雑排水汚濁をしている川、夷隅川の上流とかあります。そういうことについて、浜勝浦川の浄化はもちろん非常に大事な問題ですが、やはり啓蒙して、市民に理解させるためには、見本を見せる必要があると思っています。平成8年からやったことについては、それによって三角コーナーを使う方が極端に増えたんです。ですから、そういうものが市販でいろんなものがありますので、ぜひとももう一度検討してみるということの答弁はできないんでしょうか。それを聞いて終わりにします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。三角コーナーの無償配布等につきましては、市長答弁のほうにつきましては、無償配布は実施できないということをご答えてございますので、今後につきましても、広報、啓発等を進めていく中で、また今、生活環境課の中でも浜勝浦川周辺等に複数で訪問等いたしまして、三角コーナーの大切さ等啓発しておりますので、そういう中で今後ともやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） これを持って鈴木克己議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤本 治議員の登壇を許します。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 日本共産党の藤本 治でございます。通告に従いまして、ただいまから一般質問を行います。

まず、最初のテーマは、生活保護費の削減についてであります。参議院選挙が終り、アベノミクスと一体に社会保障解体の動きが本格化しています。中でも生活保護については、諸制度の改悪に先んじて大改悪を進める対象とされ、この8月から生活保護の基準引き下げが強行されました。保護基準の引き下げは安倍内閣が成立させた2013年度予算に盛り込まれたものであります。保護費を3年かけて総額670億円、6.5%も削減するという事は、現在の生活保護制度発足以来、一度もなかったことであります。減額されるのは受給世帯の9割以上に上り、人数が多い世帯ほど減額幅が拡大します。

今回、減額される保護費、生活扶助費は食料や水光熱費などに充てられる受給者の日常生活を支える、まさに命の土台であります。既に受給者は食料品の値上がりなどにさらされており、厳しい猛暑を乗り切るために必要な電気や水道の使用をためらう受給者もいます。これ以上の節約を求めることは、健康と命を削れと迫るに等しいものであります。

保護基準は、就学援助の支給費や最低賃金額、住民税の非課税限度額の目安など、国民の暮らしにかかわる制度に連動しています。基準引き下げによって、所得は変わらないのに、就学援助から締め出され、新たに課税対象にされる国民が続出する危険が現実のものとなっています。国民の最低生活を保障している制度に容赦なく大穴をあける保護基準引き下げには何の道理もありません。

そこで、まず第1点に、8月からの生活保護費の削減が強行されました。勝浦市での実施さ

れている状況、例えば削減額別の対象者数、またその削減理由をお示しください。

また、幾つかのモデル例で2013年8月、そして来年14年4月と15年4月の3段階でどう変化するのもお示しください。

2点目には、上記の減額される受給者に対しての変更の通知と不服審査請求ができることについての案内がどうされているかご説明をください。

3点目には、就学援助は、制度の周知・案内の改善によりまして、受給者が大幅に増えました。生活保護の基準引き下げに連動して、現在の受給者を、所得は変わらないのに就学援助から締め出すことは、あってはならないことです。市の対応、見解をお伺いいたします。

4点目に、このほか、保護基準の引き下げは住民税の非課税限度額に影響を与え、介護保険料の段階区分、高額療養費の限度額、保育料の算定、最低賃金の決定といった幅広い国民生活に影響を及ぼすことが懸念されます。所得は変わらなくても新たに課税や負担増の対象にされる市民が広く生まれる可能性があります。これらへの市の対応、見解を伺います。

大きな2つ目のテーマといたしまして、介護保険の軽度者への対応についてお伺いいたします。安倍政権の社会保障大改悪方針の大もとは、昨年8月の国会で、自民・公明・民主3党が強行した消費税増税と社会保障破壊の一体改悪の関連法であります。関連法の一つ、社会保障制度改革推進法は、社会保障の基本原則を自己責任とし、介護保険ではサービスの適正化・効率化・重点化を強く求めました。高齢者人口が増えるに従って、増加が見込まれる介護サービス利用を無理やり押さえ込む姿勢を鮮明にしたものであります。社会保障制度改革国民会議の最終報告は、推進法に基づき、介護保険大改悪の具体策を次々と盛り込みました。重大なのは、軽度の人たちを介護サービスから切り離すことをはっきりと打ち出したことであります。

介護保険では、65歳になると、介護保険証が交付されますが、それだけではサービスは使えません。利用したい人が市町村に申請し、必要に応じ、要支援1、2、要介護1から5の7ランクで認定されて初めてサービスが受けられます。非該当となってサービスを認められない場合もあります。報告書は要支援と認定された人たち、現在、全国で約154万人がいらっしゃいますが、これを介護サービスの対象から切り離し、市町村が地域の実情に応じて行うボランティア事業などに委ねていくとしました。

介護が必要と認定された人たちにサービスを提供しないのは、国の責任放棄であります。市町村に体制をつくれる保障ありません。サービスを受ける権利を奪うことは、介護保険への国民の不信を強め、存立そのものを揺るがすことになります。要支援と認定された人たちは軽度と言われていますが、体や精神の障害のために、日常生活に支障があり、支援がなければ要介護になるおそれがある人たちであります。掃除や洗濯、買い物などの援助がないと、生活が成り立たないひとり暮らしの高齢者がたくさんいます。認知症の人たちもいます。要支援の介護外しは、そうした人たちの生きる権利を奪いかねません。要支援の介護サービスを受けることで、介護度が進むことを防いでいる高齢者も少なくありません。要支援の介護外しは、高齢者の重症化をさらに進行させます。それによって、介護保険財政を圧迫する危険すらあります。

そこで、まず第1点にお尋ねします。現在、要支援1、2の方々の人数、そして全体に占める比率、そして受けている介護サービスの種類と量をお示しください。

2点目には、国民会議の最終報告は、要支援1、2の方々を介護サービスの対象から切り離し、市町村が地域の実情に応じて行うボランティア事業などに委ねていくとしました。また、

要介護1、2の方々を特別養護老人ホームから締め出そうとしています。介護が必要と認定された人たちにサービスを提供しないのは国の責任放棄です。市町村に介護サービスから排除される人々を支える体制をつくれる保障はあるのでしょうか。市の対応、見解をお伺いいたします。

3点目には、要支援1、2の方々を介護保険の給付対象から外し、対応を市町村に丸投げすることはあってはならないことです。市は毅然と反対すべきであると考えますが、見解を伺います。

3つ目の大きなテーマとしまして、歯周疾患検診の実施について、お伺いいたします。

1点目に、歯周病疾患検診の意義や効果について、市はどのような認識を持っておられるかお伺いいたします。

2点目に、郡内では、既にいすみ市と大多喜町が歯周疾患検診を実施しております。ともに40歳以上の方々に対しまして、10歳刻みの節目年齢者を対象に、夷隅郡市歯科医師会加入の歯科医院での個別検診で対応しております。勝浦市内の歯科医院でもいすみ市民と大多喜町民の歯周疾患検診に対応しているわけであります。勝浦市民に対しても速やかに歯周疾患検診が実施できるようにすべきであると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

4つ目の大きなテーマは、保育所の再編と認定こども園の導入についてであります。

まず第1に、保育所再編をテーマに、市内4地区で説明会が開催されてまいりました。その結果と、これにより説明は尽くされたと考えているのか、評価と今後の対応についてご説明をお願いいたします。

2点目には、中央保育所の改築は、隣接する勝浦幼稚園と一体化する認定こども園として進めることと、平成26年度の基本設計から平成29年4月開園に至る改築の時期が予定として示されました。このプランでの長時間保育児と短時間保育児を午前に合同保育、つまり共通カリキュラムによる合同活動で対応することは、認定こども園という形態だけではなく、勝浦幼稚園と中央保育所をそれぞれ存続し、保育室を共用化して利用する一体型施設をつくって運営することでも可能であると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

3つ目には、中央保育所と勝浦幼稚園が中核となって、ハードとソフトの両面で新しい施設とその運営を準備すること、勝浦の実績の上に新しい内容を築いていくことが大変重要な準備過程だと思います。基本設計の確定までは勝浦幼稚園の存続を選択肢として留保しておくべきであり、今、直ちに勝浦幼稚園を廃止し、認定こども園を導入すると決する必然性はないと考えます。市の見解をお伺いいたします。

4点目、最後に、いずれにせよ、新しい施設とその運営を中央保育所と勝浦幼稚園が中核となって準備することが大切ですが、延びたとは言え、限られた時間である基本設計の確定までが重要なステップです。直ちにアクションを起こすべきですが、どのような体制で、どう準備を進めていくのか、市の構想をお示してください。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

最初に生活保護費の削減についてのご質問に対してお答え申し上げます。

1点目の8月からの本市における実施状況でございますけれども、全体で申し上げますと、対象者数が223名で、1人当たり平均831円の減額となっております。増減別に申し上げますと、減額対象者が202名、一方、増額対象者が14名、増減なしが7名となっております。

また、削減理由であります。これは生活扶助基準につきまして、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか、国が5年に1度検証を行うということとされておりまして、今回は、この検証結果に基づき消費実態との乖離が認められたとのことから、基準改正がなされたものであります。

次に、3段階の変化につきまして、国から示されたモデルケースで申し上げますと、40代夫婦と小学生と中学生の4人家族の保護費で2013年8月は20万4,000円、2014年8月で19万9,000円、15年8月で19万4,000円、また、60歳単身者で13年8月は7万4,000円、14年8月7万4,500円、15年8月で7万5,000円というような具体例が示されております。

2点目の変更額の通知につきましては、口頭で説明した上、文書により通知したところがございます。また、不服審査請求ができることにつきましては、通知文に明記をしております。

3点目の生活保護の基準引き下げに連動し、現在の就学援助受給者が受給を受けられなくなることはあってはならないとのご意見についてであります。まず、就学援助制度の周知につきましては、市のホームページで案内するとともに、平成24年度当初からは毎年在校生の児童・生徒の家庭につきましては前年度末に、新入学児童・生徒の家庭につきましては入学式当日に文書を配布し、周知しているところでございます。その結果、24年度の就学援助受給者数は、前年度の2倍以上となりました。25年度の受給者数は、さらに増えている状況でございます。

就学援助の認定につきましては、生活保護基準をもとに世帯全員の収入、家族構成、年齢等により算定されております。現在の就学援助受給者につきましては、生活保護基準の見直し以降も教育を受ける機会が妨げられることのないよう、年度途中の見直しは行わず、引き続き受給対象とすることと考えております。

4点目の保護基準引き下げによる住民税の非課税限度額や他の制度への影響についての対応であります。本年2月7日付で厚労省より対応方針が公表され、その内容について申し上げますと、生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本とするとのことから、国の方針に沿って対応したいと考えております。

次に、介護保険の軽度者への対応についてお答え申し上げます。

最初に、要支援1及び2の方々の人数でございますが、本年7月末の状況で申し上げますと、要支援1の方が86名、要支援2の方が157名、合計243名で、要介護認定者の中の比率といたしましては、18.8%でございます。このうち介護予防サービスの利用者は103名で要支援認定者の42.4%を占めております。

次に、要支援認定者の方が受けているサービスの種類、量ということでございますが、1人の方が複数のサービスを受けている場合もありますが、1カ月当たりの利用件数では介護予防訪問介護54件、介護予防居宅療養管理指導2件、介護予防通所介護35件、介護予防通所リハビリテーション14件、介護予防短期入所生活介護1件、介護予防福祉用具貸与13件、介護予防住宅改修費1件、介護予防特定施設入居者生活介護1件の合計121件のサービスを受けております。

2点目の市町村に介護サービスから排除される人々を支える体制をつくれる保障はあるかとのご質問でございますが、社会保障制度改革国民会議に関する最終報告書の概要が新聞等で報道されてはおりますが、明確な改正案等はいまだ国から示されておられません。

本市といたしましては、来年度に第6期介護保険事業計画の策定が予定されておりますので、今後とも国の動向を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

3点目の要支援1及び2の方々を介護保険の給付対象から外し、対応を市町村に委ねることに対し、市は毅然として反対すべきとのご意見ですが、先ほども申し上げましたが、現状では、要支援の方に対する現在の制度にかわる具体的な事業等について国から示されておられません。また、この問題は全市町村共通の問題でもありますので、改正内容等を踏まえ、今後、市長会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、歯周疾患検診の実施についてお答え申し上げます。

1点目の歯周疾患検診の意義や効果について、市はどのような認識を持っているのかとのご質問でございますが、近年、口腔疾病の中でも歯周疾患は、成人が歯を失う一番の原因で、糖尿病や心疾患などの全身疾患とも大きく関係しており、この予防が肺炎やインフルエンザなどの感染症を予防する上でも重要であることが広く知られております。この予防としましては、歯磨きや歯垢の除去など口腔を清潔に保つことが大切であり、このことが自分の歯を残し、生涯を通じて口から食事をとることにつながっていきます。

市としましては、口腔ケアを市民の健康の大きな要素の一つとして認識しております。

2点目の歯周疾患検診の実施についてでございますが、議員おっしゃるように、いすみ市や大多喜町では、40歳以上の10歳刻みの節目年齢者を対象に、個別検診で実施しております。市としましては、歯周疾患検診の必要性について、認識しておりますが、いすみ市、大多喜町を含め、現在、実施している市町村での実施内容、実施率、実施効果等を調査し、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、保育所の再編と認定こども園の導入についてのご質問に対しお答え申し上げます。

1点目、4地区説明会における評価と今後の対応ですが、参加者につきましては、上野小体育館では9名、総野集会所では6名、興津中学校体育館では9名、武道館研修センターでは21名で、合わせまして45名と少なかつたわけですが、あらかじめ各区を通じ回覧による開催通知をいたしまして、その通知文に市の方針を詳しく掲載いたしましたので、理解された方が多かつたものと考えております。

また、参加された幼稚園及び保育所保護者からは、特に反対の意見はなく、今後、認定こども園がどのようなものになるのか、またどう保護者の意見を反映させるのかに関心が寄せられているとの感想を持ちました。

次に、今後の対応といたしましては、平成29年4月開園に向けて、子どもたちにとりましてよりよい施設となるため、鋭意努力する所存でございます。

2点目の勝浦幼稚園と中央保育所を存続し、保育室を共有する一体型施設をつくり運営することが可能かとのことですが、保育室を共有し、合同保育すること自体、認定こども園の基本的概念であると認識しております。申し上げるまでもなく、6月定例議会での行政報告、4地区説明会などで説明したとおり、既に幼保連携型認定こども園とすることで決定されているものでございます。

国においても、認可に当たり、学校かつ児童福祉施設としての幼保連携型認定こども園にふさわしい単一の基準を策定し、単一の施設として推進することが基本的な考え方として示されております。したがって、市の方針を変える考えはございません。

3点目の、今直ちに勝浦幼稚園を廃止し、認定こども園を導入する必然性はないとのことですが、先ほども申しあげましたように、既に認定こども園とすることで決定されておるわけですので、また、ハード及びソフト面の準備を進める上で、今の時点で認定こども園とする方針を決定しておかなければ、今後の対応におくれを生ずると考えております。

4点目の新しい施設に関し、どのような体制で準備を進めていくかとのことですが、まず、幼稚園、保育所職員による園の運営やカリキュラムを策定する検討委員会を設置するとともに、保護者などとの話し合いの場としての懇談会を今後立ち上げ、先ほど申したとおり、子どもたちにとりまして、よりよい施設づくりを進めてまいる考えでございます。

以上で、藤本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） まず最初に、生活保護費の削減についてご答弁いただきましたが、生活保護受給者が223名いらっしゃるうち、変更がなかったのが7名ということでありまして、増額が14名いらっしゃって、減額が202名、その平均が831円というふうにお答えがあったかと思うんですが、増額14名の増額の平均と減額202名の減額額の平均というのをお示しいただけませんでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。平均では調査してございませんが、引き下げ額の最高で申しますと、8,310円の世帯、そして増額された世帯ですけれども、70円となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） それで、8,310円、これは世帯の額でしょうか、お1人の額じゃなくて世帯の額だとすれば、世帯何人で8,310円なのか、それをお答えください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。最高額でございますと、7人世帯ということで、それを平均しますと、1人当たり1,187円ということになります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 3段階で、これは今年8月の減額の方ですので、来年4月、再来年4月という3段階で、今後減額が続くわけですけれども、これを受け取る総額でお答えいただいてもちょっとわかりにくかったです。ですから、先ほど2つモデルを出してお答えいただきましたけれども、8月で幾ら下がって、来年4月にさらに幾ら下がって、再来年4月は、合わせて幾ら下がるんだというようにお答えいただかないと、皆さん理解できなかったんじゃないかと思

ますので、改めてのご答弁をお願いしたいんですが。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。先ほどの市長答弁では、これは国のシミュレーションによりまして、例えば40代夫婦と小学生、中学生の4人家族で20万4,000円、14年が19万9,000円ということで、5,000円ずつ下がっていくというような形でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はございませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 今おっしゃったように、4人の世帯で5,000円ずつ、8月に5,000円下がり、来年1万円下がり、再来年に1万5,000円下がる、こういうことですね。なぜ、そういうふうに削減されるのかという理由ですね、それは受給者の皆さんにどのように説明されているのか、我々にも説明していただきたいと思うんです。なぜ下がってしまうのかということで、特に子育ての世帯とか多人数の世帯、これが多いと思うんです、平均が831円だったのに、先ほど7人の世帯で1人当たり1,187円の削減になっているわけなんで。世帯人数が多くなればなるほど削減幅が大きくなっているんですけど、その理由をお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。この削減幅につきましては、国のほうから示された計算方法によって計算されるわけでございます。その計算方法に従った結果ということで、私どもは理解しておるところでございますけれども、その具体的な計算方法をちょっとご紹介しますが、例えば平成24年度の基準額をAとするならば、Bとして平成27年度の基準額、Cといたしまして、A掛ける0.9という計算式、それに基づいて、とりあえず平成25年度の基準額というものを計算しますと、A24年度の基準額掛ける3分の2、それと27年度の基準額Cとして24年の基準額に0.9を掛けたもの、それを比較して、大きい額に3分の1を掛ける、その出た数字と、今、申しました24年度の額の3分の2、それを足したものが25年度の8月からの数字になると。それで、順次計算をしていくというような形でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 今のご説明は、3段階でだんだん下がっていく額が大きくなっていく、その出し方の計算の仕方だと思うんですけど、そうじゃなくて、多人数の子育て世帯だったりすると、削減の幅が大きくなっていきますよね、それはなぜなんですかということで、それは受給者からも、なぜ私がそんなに下がるのかという、当然の質問というか疑問があると思うんですよ、それにどうお答えになっているかということをお尋ねしているんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。生活保護者への減額の通知につきましては、口頭による説明というところで、そのときに計算の内訳表を提示して、先月と比べるとこれこれこの額が下がりましたよと。これについては、生活扶助費分ですよという形で説明をしております。そして、結果として、ケースワーカー等に確認したところ、それについて異議を申し立てるとか、そういう話は、今のところ聞いていないということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 私の質問に全く答えてもらっていないわけですが、また受給者からも不服申し立てはないということ、今表現されたんですけども、説明の仕方、きちっと説明しないで、そういうことで済ますわけにいかないと思うんです。今回、低減率というのが持ち込まれ

て、結局、先ほど70円を初めとする引き上げになった方がいるということをおっしゃっておられましたけど、14の方がね。確かに引き上がる方はいらっしゃるんですけど、単身の方だったらそうなんですけど、ところが同じ世帯で夫婦2人だと、来年、再来年とどんどん下がっていらっしゃるんですよ、低減というのがあるために。そういうことで子育て世帯とか、夫婦だったり3人世帯であったりする家族が下がっていているというのが今回の特徴だと思うんです。それはなぜですかとお聞きしているんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。低減率につきましては、例えば一つの世帯で申し上げますと、例えば石けん1個買った場合、1人当たり、例えば100円ですと100円そのままかかると。2人世帯になりますと、当然2個必要がないわけですよ、そこで全体として率を下げていくというような考え方をもとにしております。そして、先ほど申しましたように、国のほうで今年5年に1度検証した結果、一般の低所得者世帯と比較して乖離があったために、それらを計算に入れて、結果的に勝浦市においては800円強の減額というような結果になったところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 今の説明でかえってわからなくなったんですけども、石けんを1人で使えば1個なくなっていくのに1カ月かかるとする。夫婦で使うと1カ月で1個しか使わなくて済むということですか。石けんの例を出されて、私、かえってわからなくなりましたけども、夫婦だったら石けんの減り方が変わってくるのでしょうか。全然わかりません。例がよくないのかもしれないんですけども、なぜ2人で使えば安くなるのかというのがわかりません。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えします。今の具体例で申しますと、家族が増えることによって、消耗品そのものは倍にかかるということではなくて、使われ方が、一定の率で落ちていくということで、それを計算にしているということで出た結果でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 最近、確かに国のほうはスケールメリットというような言葉を使いまして、世帯人数が多くなればなるほど経費が削減できるような言い回しをしているんですけども、そういう消耗品については当てはまらないと思うんですよ。確かに物価は下がっています。パソコンとか液晶家電とかそういった製品はどんどん値下がりしていますから、全体に物価は下がっているわけですけども、それを生活保護世帯に同じように物価が下がっているから、あんたたちの生活費も下がっているはずだということで下げてきているというのが、今回の下げ方です。そして、今、言ったようなスケールメリットということで、子育て世帯であるとか、多人数世帯に対して削減幅を大きくしてかぶせてきているというのが今回の特徴です。でも、今のような説明で、受給者に説明したとしても、到底納得が得られないんじゃないかと思うんです。自分たちの生活実感とはかけ離れていますよね。そういう点では、不満を聞いていませんというふうにおっしゃいましたけれども、丁寧な説明がされていなくて、そういった反応がないということであって、今のままでよしとする態度というのはいかががかなと思います。そういう点で、まだまだ説明が不十分だと思うんですが、いかがですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。説明が不十分だということでございますけれども、ケースワーカーのほう、170世帯という中で、個々にいろいろと相談事とか乗っているところでございまして、そういう中で、先ほど申しましたように、口頭での説明、あるいは通知についても、後日通知したところでございます。そういったことでやっておりますので、丁寧な説明がないということではないというふうに私どもは考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） ちょっと意見が平行線なんですけども、今、おっしゃった通知について話を進めたいんですけど、当初、7月から8月に変更があった時点では、口頭だけの伝達をされておられて、不服審査請求については、口頭でも説明はされておらなかったと。今回、文書で通知をしているということなんですけど、それはいつから改められて、今その文書による通知というのはどこまで徹底されているんでしょうか。227人、170何世帯全員に行き渡ったんでしょうか、その辺の進捗状況を教えてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。今回、8月支給時におきまして、先ほど申しましたように、変更額に係ります明細書を配付し、口頭により説明したところでございます。そして、徹底するために、その後、決定通知を手渡しにより配付いたしました。それらが最終的に行き渡ったのが8月末と考えております。何回も申しますように、その前に口頭では話は済んでいるということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） この通知を受けて、60日以内に県知事に対して不服があった場合に、不服審査請求というのができるという、こういう仕組みになっているわけですが、この60日以内の起点なんですけれども、大体皆さん、いつがその起点になるんでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。基本的には、決定通知が相手側に届いた日、または口頭で行った日というのが起点日だというふうに解釈しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） そうしますと、60日は、大体いつごろ来るといえるか、今月中に来るような気配もあるんですけれども、いつごろと想定すればよろしいですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） その件につきましては、個々のケースにはなろうかと思いますが、最終的に決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなりますということがございますので、その間に審査請求があった場合には、これを受け取って、県のほうには通知したいと。もし具体的なものがありましたら、そのように取り扱いたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 改めて、念のために確認させていただきますけれども、その審査請求をした場合に、そのことをしたことをもって今後の受給を受けていく上での勝浦市と受給者との関係で不利益は生じないということによろしいかどうか、確認させてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。不利益は生じないというふうには考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 続きまして、就学援助について、この話を進めますけれども、先ほどのご答弁では、今年度、就学援助制度を受けていらっしゃる方々の年度途中での変更というか受給停止というのはしないというようなご答弁だったかと思うんですけれども、私がお尋ねしているのは、今年度だけのことでなくて、来年も再来年も、今後のことをお尋ねしておるわけです。その点を改めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。対応につきましては、今後の近隣市町村の対応を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

なお、本市におきましては、現在も算定基準をもとに弾力的な対応をさせていただいているところがございます。今後の対応につきましても、弾力的な対応をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 今おっしゃったように、弾力的な対応が、勝浦市の就学援助制度を運用する特徴というか、弾力的な運用を、これまでもされてきているわけなんです。それはぜひ続けていただきたいということなんです。今回、この生活保護基準が切り下がったということをもって、掛ける幾らということ、今までやってきていないんですよ、生活保護基準から掛ける1.5とか1.3とかいうような、そういうそろばん勘定で、あなたは該当します、該当しませんという、そういうやり方じゃなかったわけですよ、勝浦市は。弾力的にやってこられた。それぞれの生活困窮家庭の状況、実情を見て、それに即して、弾力的な運用をされてきたということであって、ぜひそれを貫いていただきたいということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今までも、今、議員、おっしゃられましたとおり、本市におきまして、弾力的に対応させていただいておりますので、今後につきましても、同じような弾力的な対応を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 続いて、この生活保護基準引き下げがほかにどういう影響を与えるかということで、特に住民税の非課税の限度額に影響を与えるという点について伺いたいんですが、先ほどのご答弁では、極力影響が及ばないように努力するという国の意向に沿って対応してまいりたいというようなことでありましたけれども、確かに住民税非課税については、今年度はやらない、いじくらない、手を着けないと言っていますけれども、手つけるとすれば、来年度以降だということなんです。住民税の非課税限度額の決まり方についてなんですけれども、決まり方と、勝浦市の今現在の額をご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。住民税の均等割非課税について、ご答弁いたします。住民税均等割非課税の額は、地方税法施行令第47条の3、第2項の規定により、35万円を超え

ない範囲、これを基本額として、これに生活保護法に基づく1級地から3級地までの級地区分ごとに、総務省令で定められた率を乗じて得た額を市町村が参酌して定めるとされております。

この生活保護費のうち、生活扶助、教育扶助、住宅扶助に要した費用として算定された額を勘案して総務省令の率が定められております。勝浦市では、3級地区に当たりますので、35万円に0.8を乗じた28万円が均等割非課税の基本額となっています。また、これまで述べたように、住民税均等割非課税の基本額は生活扶助費等の額を勘案してはいるものの、連動してはおりませんので、生活扶助費が引き下げられたことにより、直ちに地方税法施行令が改正されるかどうかは不明であります。

県に問い合わせたところ、現段階では、法令の改正については、特に国からの通知もないとのことですが、今後、国や県の動向に注意し、遺漏のないように心がけてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 差し当たりその動きはないということでもありますけれども、今後一切、その可能性がないということではないんじゃないかと思うんです。特に来年度以降、また再来年度で、この3年掛けて、3段階での引き下げが完了した暁ということになればなおさらですが、やっぱり可能性はあるんじゃないかと思うんです。可能性についてはいかがですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えします。議員、ご指摘のとおり、3段階で引き下げられたときには影響があるかもわかりません。ただ、今のところ、そういう情報は一切ございません。ですので、今のところは不明であるということしかお答えできないわけでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 今のところということでもあります。重大なことは、この住民税が非課税かどうかということが、他の介護保険料の段階区分でありますとか、高額療養費の限度額でありますとか、保育料の算定に住民税が非課税か否かで、それぞれの最も低いランクが決められているということだと思っております。それで間違いがないか、補足なり訂正が、もし担当の課長からあれば、介護保険料と高額療養費と保育料について、私が今言ったように、住民税非課税か否かでそれぞれの最も低いランクが決められているということについて、何か補足か訂正があれば、ぜひおっしゃっていただきたいと思っております。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。介護保険料の算定につきましては、第1段階におきまして、生活保護受給者または市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受けている人、第2段階におきまして、市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下、そのような形になっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。高額療養費の自己負担限度額でございますが、議員ご指摘のとおり、所得区分ごとになっておりまして、非課税世帯、一般、それから所得の多い上位所得者等の段階区分となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。保育料の算定の関係で階層区分がございまして、

その中に市民税非課税世帯という区分がございますので、少なからず影響が出る場合には出るということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 差し当たり住民税非課税というのが変わらないとしても、これが変わる可能性があるわけでありまして、全体を通じて市長にお伺いしたいんですけれども、生活保護の受給者だけにとどまらず、幅広い国民に影響を与えかねないという、こういう今回の基準の引き下げであります。今後また申請要件に書類提出を義務づけることなどを初め、就労や扶養を強要する生活保護法改悪案が、この前廃案になった法案ですけども、これの再提出が狙われております。憲法25条の生存権を支える生活保護制度への相次ぐ攻撃は、断じて許されないと思うんです。憲法を守り、かつ社会保障の充実こそ求められているのに、それに逆行することが続こうとしているというわけですけども、これに対する市長の所感を、ぜひお伺いして、このテーマを終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、政府のほうで、社会保障制度をいろいろ検討されているということで、今回の生活保護の関係もこういう見直しの検討がなされているということでございます。社会保障関係につきましては、本市においてもそうなんですけれども、これは実態的には、どんどん社会保障費関係が経費的には増えているというようなことございまして、この生保の関係をどうするかということで、今回の制度でいろいろ見直しについては、特に生活扶助については、特に意図的にこれを下げることではなくて、5年ごとに生活実態等調査して、その乖離を調整しようというようなことで、これは何も意図的に今回のあれではなくて、5年ごとのそういうことがたまたま来たということでございますので、これはこういうものとして、私どもは認識しております。いずれにしても、これは国のほうでいろいろ議論されているので、そこら辺の国の動向を注視していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 勝浦市民全体の生活をあずかる市長の立場としては、非常に残念なご答弁なんですけれども、私は、生活保護に、たまたま5年ごとの見直しがあつて、たまたま起こったんだということではないと思うんですよ。今回、次の項目でも触れますけれども、介護保険を初め、今回、生活保護、介護保険、そして医療費の自己負担ですね、こういったものに直ちに大きな動きが始まろうとしている社会保障全般の、税と社会保障の一体改革と称する改革の一番の本丸として、生活保護制度が、今回の引き下げを初め、次の改悪案の再提出ということを含めて、本丸に対するそういう城攻めが行われているというのが、今の実態だと思うんです。ですから、そういう立場で、勝浦市民、ひいては国民全体の社会保障を守るために、そういう点で行政に当たっていただく必要があると思うので、そのことを申し上げた上で、次に進ませていただきたいと思います。

介護保険につきましては、いろいろな制度を使っている状況を答弁いただきました。主な中心的なサービス、3つあるんじゃないかと思うんです。ホームヘルプサービス、これは54名利用されているということでした。あと、デイサービス35名、そして通所リハビリが14件利用されているということで、デイサービスと通所リハビリで合わせて49件というような利用が現にあるということなんですけれども、この3つのサービスにつきまして、要介護者との

比較も含めて、どのようなサービスなのかということ、ホームヘルプサービス、デイサービス、通所リハビリ、その3つについてご説明をいただきたい。どういうサービスを現に要支援者の方々に受けていただいているかのご説明をお願いしたい。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。ただいまの主要なサービス3つということでございますが、まず要支援者といいますのは、要介護の方と比べまして、要介護状態にならないようにするという基本方針がございます。

それでは、まずホームヘルプ、介護予防、訪問介護になりますが、これはホームヘルパーに居室を訪問してもらいまして、食事、入浴、排泄などの身体介護であるとか、調理、洗濯といえますか、生活援助が受けられるサービスでございます。このサービスにつきましては、介護1から5の方につきましては、基本的に全てホームヘルパーをお願いするような、そういう形になりますが、要支援の1、2の方の介護予防の訪問介護につきましては、できる限りホームヘルパーと一緒に食事をつくったりというような形の違いが多少ございます。

次に、介護予防、通所介護、デイサービスでございますが、これにつきましては日常生活上の支援や機能訓練などが日帰りで受けられるということございまして、要支援の方は自分の目標に合わせました運動機能向上、あと、口腔機能向上といったサービスを選択できるような形になります。

次に、介護予防のリハビリテーションでございますが、これにつきましては介護老人保険施設であるとか医療施設におきまして、日常生活上の支援やリハビリが日帰りで受けられる、そういう制度ございまして、これにつきましては、要支援の方は自分の目標に合わせた選択的なサービスを利用できます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 今、ご説明いただいたようなサービスが万が一この国民会議の最終報告にのって、介護保険法が来年の通常国会で改悪されて、市町村に丸投げされるということになった場合ですが、実際、ホームヘルプサービスやデイサービスや通所リハビリにかわるサービス、市ではこれから介護保険とは別に、実際、こういうものがつくれるのか、提供できる体制をつくれるのかどうか、ぜひお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。先ほどの市長答弁のほうにもございましたが、いまだ明確な改正案が国のほうから示されておりませんし、また、通知も現在来ておりません。また、現在、厚生労働省の社会保障審議会、この中の介護保険部会におきまして、本格的な議論がされているというふうに聞いております。このスケジュールによりますと、11月末をめどに最終議論を取りまとめるというようなことも聞いておりますが、これらを踏まえまして、検討していきたいと考えております。

また、移行されると言われています市町村の事業につきましても、地域間でいろいろな差ができないような検討、また、周辺の市町村とも連携または協議をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 確かに、まだ決まっているわけではないので、この秋にもプログラム法案と

か、そういったものが決まって、いよいよ固まってくるということなんでしょうけれども、それを待つということではなくて、できるかできないか、今、考えられるわけですよ。現にやられているとしても、安否確認であるとか、配食サービス、そういったことは今現にやっておりますので、そういうことは今でもやっていることだから、そういうことならやれるというのはあると思いますけれども、ホームヘルプサービスとか、デイサービスとか、通所リハビリ、そういうものにかわるものがつけ加えられるかどうか、私はとても無理だと思うのです。実情をご存じの課としては、それは一層よくご存じのはずなんて、そんな体制はとてもつくれませんということは、今声を上げていいと思うのです。市町村にそういう条件はないということ積極的に声を上げるべきだと思うのです。そして、毅然として介護保険のこういう要支援1、2の方々を外すという動きに対してストップをかけていくということが大事だと思うのですが、再度のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。この問題につきましては、勝浦市のみならず、全市町村に共通する問題でございます。また、サービスを受けられなくなるということがないような、介護保険の事業計画の作成もございますので、さらにあわせて周辺とも協調しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 実際の現場をあずかる部署としては、ぜひ実情を市長にも反映していただきたいと思います。無理だというのは無理だと、率直に表明されたほうがいいと思います。市長はそれを受けとめて、こんな無理難題を国が市町村に押しつけるというのは、きっぱり断るという態度をとっていただきたいと思うのですけれども、市長、一言ご答弁いただけないでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、担当の課長が答弁いたしましたけれども、これは全国共通の問題でもあるので、いろいろ問題点があれば、また全国市長会を通じて要望していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） この介護保険に関しまして、最後に1点ご質問しますが、実は、要介護1、2の方々を特別養護老人ホームから締め出そうとする動きも合わせてあるわけなんです。実際、勝浦市の市民の中で、特別養護老人ホームに要介護1、2の方々に入所されている方、何人いらっしゃるのか、それだけ、ご質問します。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。現在の市内の特別養護老人ホーム、この中に要介護1、2の方の数ということでございますが、現在要介護1の方が4名、要介護2の方が15名、計19名ございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） この19名の方々なんですけれども、万が一これらの方々が特別養護老人ホームから締め出されとしたならば、これは大変なことが起こると思うのです。介護度だけじゃないわけです。家庭の介護力とか、家庭環境とか、それこそハード、ソフト、いろんなことがあつ

て、特別養護老人ホームの入所というのが現に今起きているんだと思うのですが、この方々が締め出されるということは大変なことだと思うのですが、担当課長としてはどんなふうにお思いですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。現在、社会保障国民会議の介護保険部会の中で議論がされているとは思いますが、実際、法改正であるとか、そういうものが出ておりませんので、その時点で、そういう方に対してどういう措置ができるのかというのを検討していきたいと考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 先ほどの要支援の方々の介護保険外しとあわせまして、この特別養護老人ホームから介護1、2の方を締め出そうとする動きについても、どちらも実情に立って、ぜひ実情から出発して、これはとても無理だ、あるいは特別養護老人ホームから締め出すようなことがあったら大変なことが起こるとい実情をぜひ反映していただききたいと思います。

次の3番目の歯周疾患検診の実施につきまして、いすみ市と大多喜町でやっている実施状況や効果などを調査した上で検討していきたいというご答弁でございましたけども、これの効果につきましては、検診をやったから効果が出るというものではないと思うのです。むしろ検診後の歯周疾患というのは自覚症状なしに進行していきますので、それに対する多くの年齢を重ねた方々には、多かれ少なかれ進行している。それに対する対処が非常に大事なわけですし、その対処のいかんで効果があらわれていくんだと思うのです。先ほど市の認識として生活習慣病や、あるいは肺炎などの感染症にも有効だということでしたけれども、それは歯周疾患に対するある方々に対する対策がとられてそういう際立った効果が出ているということなんです。ですから、そういう点を見ていただいて、近隣市でそういう点の効果が今直ちにあらわれているかどうか、ごく最近始まったことだと思いますので、実績自体はそう蓄積はされていないと思うのですが、その努力がいかになされるかで、これは絶大な効果をあらわすものでもあり、ただ10年に1回だけやるわけですので、40歳のときにやったけど、何の対策もしなかったら、50歳までどんどん進行するわけなんです。そういうものであるという点では、どう対策をとるかという、検診をした後のフォローがすごく大事な検診だと思うので、そういう点での検討をぜひ深めていただきたいと思うのです。歯科医師会のほうは全面的な協力している、そういうことですので、これは市のほうとして、ぜひやろうと、やるからには絶対効果を出すんだと、そういう構えが非常に大事なことだと思うのです。そういう立場でのご検討をぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。市長答弁にもありましたけど、必要性については十分認識してございます。現在、いすみ市と大多喜町、実施しておりますが、県内各市の状況、また受診率、効果もそうですが、実施した場合の経費、また補助金という絡みもございませので、こういう面も含めて、総合的に検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治君。

○4番（藤本 治君） ぜひともよろしくご検討をいただきたいと思います。最後の保育所再編、認定こども園の導入についてお尋ねをします。第1点目の説明会について、これはこれで完了し

たということなんでしょうか。今後の対応については、明確なご答弁がなかったように思うのですが、再度のご答弁、今後この説明会をどうするのか。特に幼稚園の関係者、父母や教諭への説明が尽くされたと思っているのかどうか、その点でこれで終わりということなのかどうかを、再度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。市民への説明会でございますけれども、まず、市民会議で住民代表とか関係者の論議の中で認定こども園が望ましいというような提言がされまして、その内容も公表された。そういう中でさらに回覧で一般市民に内容を周知して、説明会を実施したということでございます、これで一応市民への説明は完了したというふうな考えでおります。

そして、保育所のほうの職員関係について申し上げますと、特に中央保育所につきましては、保護者へのたよりということで、今回の認定こども園について、どういうものかということとか、そういうことで順次状況については説明、あるいは今後も説明していくというような、保育所のほうはそれで考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） この4カ所で合わせて45名の参加者があったということなんですけれども、最初の3カ所、21人の最後の武道館研修センター以外の3カ所については、父母は1人とか2人という非常に少ない人数だったわけです。保育士たちが来ておられて説明を受けられていたと、こういうことですから、21人集まった最後の武道館研修センターがおよそ半々で保育士と幼稚園の父母だったということで、父母に対する説明も、保育士に対する説明も、まだまだ緒にいたばかりということではないかと思うのです、今回の4カ所で。これで完了したという評価は決してできないと思います。

同じような形式でやる必要はないと思いますけれども、幼稚園関係者と保育所関係者には丁寧な説明が今後引き続いて必要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（岩瀬義信君） 午後2時5分まで休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。保育所保護者関係ですけれども、説明会につきましては、先ほど申しましたように、4地区の説明会、または中央保育所の保護者へのお知らせをしております、周知したところでございますので、今後の説明会は行う予定はないものでございます。

なお、住民への説明会におきまして、関心のある方が、勝浦地区の方が上野小体育館のほうまで来まして説明を聞いた人もおりました。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 続きまして、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。幼稚園保護者への説明についてということでございますが、今後、幼稚園福祉課と調整いたしまして、説明会に対して前向きに検討してまいりたい

と考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 市長は先ほど決定したということを再三申されたんですけども、市長サイドとしては、庁議も含めて決定されたと思うんです。議会はまだ決着ついてないんじゃないかと思うのですが、その点だけ確認させてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 前からご説明しておりますけれども、この認定こども園につきましては、市の方針で決定しておりますので、これについて決定してないとか、さらに説明しろとか、そういうことは考えておりません。今後、29年4月に向けてこれをどういうふうに運営していくのか、具体的に子どもたちにどういうふうに使やすい施設にするのか、こういうことについて保育所、また幼稚園の先生方の話を聞くとか、父兄の話を聞くとか、そういうことをやっていきたいというふうに思っております。認定こども園はもう決定しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治君。

○4番（藤本 治君） 議会はそれをまだ決めてないと思いますが、違いますか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） これについては議会の議決とか、そういうものはございませんで、市の方針で決定をしております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） あくまで市の方針であるということで、それ以上のことを言っておられるわけではないと思いますので、そこは厳密に表現していただきたいと思うんですけども。大事な準備について、先ほど検討委員会を設けるということと、懇談会を設けるという2点の方向が答弁されたんですけども、検討委員会とはどういうものであるのか。検討委員会と懇談会について、どういう役割を発揮するものなのかということを説明いただきたいのと、誰が中心になってこの準備を進めるのか。基本設計を確定する時期は大体いつごろを想定しているのか、その点も含めてご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。検討会の具体的な内容ですけども、今後、幼稚園の職員と保育所の職員によります検討会ということなんですが、その認定こども園の運営とかカリキュラム、あるいは職員の研修の場、そういったものを今後細かく検討していくというような内容になろうかと思うのです。

そして、その検討会をいつ立ち上げるのかということですけども、早急にということでは考えております。そういう中でうちのほうも早目に進めていきたい。

どこが所管といいますか、するんだということですけども、国においては内閣府ということになっております。そういう中で福祉課が主体となって、今後、教育委員会と当然いろいろと協議する中で、さらにその辺は詰めていきたいというふうな考えでおります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治君。

○4番（藤本 治君） 答弁漏れ。懇談会の説明と、基本設計確定の時期。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） 保護者との懇談会につきましては、まず職員間のコンセンサスという

ものをいろいろと詰めていった中で、それぞれ個々のそういった保護者の意見を聞いていくというような流れにしていきたいというふうに思っております。

あと、基本的設計については現状のところは、来年度というような形で進めて、これは説明会でも示したとおり、来年度基本設計というような形になろうかと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 中央保育所と勝浦幼稚園の職員による検討会を設けるということなんですが、そこに準備を全て丸投げすることは許されないと思うんです。そこにそういう機能も持てないと思います。現場を知る保育士や教諭であればこそ、ハード面、ソフト面での的確な判断はできますけれども、それを中心になって構築していくというのは、きちとした責任ある中核が必要だと思うのです。そういう点で、どこが、誰が責任を負うのか、教育委員会はどうかかわるのか、そういった点、外部からどういう力を入れてそういうのを構築するのか、そういう点も明確にする必要があるんじゃないかと思うのですが、どこまで準備がされているんですか。ぜひ中心的な推進、基本設計まで至る、そもそも基本設計ができる材料をそろえる準備ができるのかどうか見えてこないのですが、ぜひそういう点、中核になるところは何なのか、中核になるのはどういう組織なのかというのをご説明いただきたいと思っております。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。当然今までの経緯の中で、当初、中央保育所の改築という中でいろいろと再編のことが出まして、それも福祉課のほうで中心になっていろいろと進めてきたわけです。そういう中で私どもだけではできませんので、幼稚園の関係でございませぬ教育課、これを連携して持っていくと。そういうことで、具体的には今どうだという図面ができていないわけではございません。これは早急に十分検討して進めていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 外部の力を入れるという考えはないのでしょうか。外部というのは、設計事務所を入れれば済むという問題ではないと思うのですよ。ソフト面については、現場をあずかる保育士や教諭の皆さんの現場での感覚、これは非常に大事なわけですが、本当にそういう幼児教育と保育を統合するようなカリキュラム、そういう合同保育の中身をつくっていくとすれば、やはり知識を持った外部の力も必要んじゃないかと思うのですけれども、そういう点を構築していかないと、設計図も引けないんじゃないかと思うのですけれども、そういう点では、基本設計を確定する時期との関係で、余り日はないと思うのです。これから余裕があるわけじゃないと思うのです。そういう点では的確な体制をつくって準備を着実に進めていくということが必要だと思うのですけれども、そういう点、外部の力をどう考えているのか、いつまでに、何をどう検討しようとしているの、その辺をもっと明確に構想を出していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。外部の力を入れるのか、どう入れるのかということですが、これにつきましては、保育の専門家でございます幼稚園の職員、あるいは保育所の所長に当たっていただくと。そのもととなります認定こども園、これはいままで答えてきました、例えば山武の先進地ですか、そういったところで具体的にいろいろやってきて

おりますので、その辺のノウハウというのが十分ありますので、そういったところを研修しながら、進めていく。そういうことで考えております。

もう一点、いつまでに立ち上げるというか、明確化してほしいということですが、これにつきましては、先ほど申しましたように、早目に具体的にこういう委員会をつくる、こうして進めるという、いわゆる基本的コンセプトというんですか、そういうものを立ち上げた中で、中身をもんでもらった上で、そういったものをコンセプトにして、基本設計に持っていくというような形で考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） すごくあやふやというか、曖昧な準備状況だと思うんです。基本設計が来年度ということなんですけども、基本設計自体が本当にきちとした準備なしに基本設計なんていいものができるわけがないわけですので、私は中央保育所と勝浦幼稚園が中核になって準備をしなくちゃならない、そういうことが大事だと思うんですけど、そこに丸投げしたらいいものができるとは思えないんですよ。そこは現場を懸命に今までやってこられて、実績を積み上げてこられたわけなんですけども、そこが全てを編み出せるというわけではないわけですし、それだけの大きな責任を負わせるわけにもいかないと思うのです。しかし、的確な組織、今、教育委員会と福祉課との関係はよくわかりませんが、どういう体制をつくって、勝浦の実績、今まで勝浦幼稚園と中央保育所、それぞれ蓄積してきた内容というのはそれぞれ共通点と違いもあるかと思いますが、そういうものをきちっとわかった上で一緒にしていく、共通のカリキュラムをつくっていくという、そういう準備を、かなり高度な準備だと思うのです。

それと、もう一つ、山武でやられている認定こども園が安易に勝浦にコピーされる。そういうことも起こり得ないわけじゃない状況をはらんでいると思うのです。だから、きちとした準備をしなくちゃいけないと思うのですけども、どうも安易にコピーすれば済むということにも流されかねない、そういう状況があると思うのです。そういう点では、大事な局面だと思いますので、いつまでに、何をどこまで、どういう組織をつくって準備するのか、それは先ほどの検討会と懇談会だけでは絶対済まないと思うのです。そこはしっかりと構築しないと、とんでもない禍根を残すことになるのではないかと思います。

私は、勝浦幼稚園と中央保育所を存続させて、それぞれ一体の施設に入って、合同保育をやるという、そういう道も残しておいたほうがいいのかというのは、半年やそこらで準備し切れなくてもいいから、そういうふうに提案しているわけです。2年、3年かけて準備して、合同保育をつくり上げていくと。それは勝浦幼稚園と中央保育所の今までの実績を積み上げてきたものを統合する形、統一する形でやっていく過程なんですけども、そこで最終的に認定こども園というそれぞれの組織を残す必要はないという判断があるかもしれませんが、幼稚園と保育所を残したままに一体の施設の中で運営する、そういう道もあるのではないかと、私で提案しているわけです。

以上申し上げて、ご答弁いただけるようですので、お願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、藤本議員のお話を聞いてますと、認定こども園というものがちょっとご理解いただいていないのかなというふうに思うところです。今、保育所の指導要領と、幼稚園の指導要領とほとんど同じなんです。99%。そういう中で今回の認定こども園は、幼稚園です

から、午前中大体終わって、午後帰る。それまでは幼稚園の子どもと保育所の子どもが一体的にその認定こども園の中で教育を受ける。これは同じなんです。それで、幼稚園の関係の人たちは午前中でうちに帰る。その後は保育所の子どもたちは保育にかかる。こういうことなんです。今お話を聞きますと、何か幼稚園は幼稚園でこうあるべきだ、保育所は保育所でこうあるべきだということなんですけれども、指導要領は全く同じなんです。教育なんです。だから、それは保育所の児童であれ、それが幼稚園の園児であれ、同じように午前中教育を受けるのです。それはある意味では幼稚園と同じような教育の仕方です。午後になると、保育にかける子どもはそのまま残る、幼稚園の子どもたちは帰るといような仕組みなんですから、これについてこれから保育所の先生とか、幼稚園の先生方がそのカリキュラムをどういうふうに行ったらいいかを今後の検討会、そういうものでさらに練ってもらう。また、父兄の皆さん方の意見を聞きながらよりよい方式を考えようという、それだけの話なんです。

今お話を聞いていますと、とんでもない、必ず幼稚園は幼稚園の看板を掲げなくちゃいけない、保育所は保育所の看板を掲げなくちゃいけない、そのようなことをお話しされているような感じですね。それは認定こども園の考えと違います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） これをもって藤本 治議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔3番 戸坂健一君登壇〕

○3番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。会派、新創かつらの戸坂健一と申します。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を開始させていただきます。

今回、大きく分けて、海洋エネルギー実証試験の公募について、また浜勝浦川の環境改善について、以上2点について項目を分けて質問をさせていただきます。

まず1点目、海洋エネルギー実証試験公募について質問をいたします。これまでも議会で何度か取り上げましたとおり、政府は、本年度中に海洋エネルギー実証試験地を沿岸自治体からの公募により決定することにいたしました。これは海洋上に実証フィールドを策定して、各種海洋発電の実証試験を行うことでもあります。現在、岩手県初め青森県など、7つの自治体が既に公募に向けて名乗りを上げております。なぜ、これだけの自治体が手を上げるかと言えば、選定されれば、それだけ大きな地域活性効果があるからにほかなりません。実際に既に同じ取り組みを行っているイギリスの欧州海洋エネルギーセンター、通称EMECという場所ですが、こちらを実施しているイギリスのオークニー諸島は、地域活性化の成功事例として世界的に有名であります。EMECで実証試験を行う顧客企業が、地元企業との協働で、1施設につき約100万ポンド、日本円で約2億円を使うと見積もられ、またEMECによる雇用と関連の海洋エネルギー研究施設研究者などと合わせると、300名以上の研究者、労働者が集まる雇用効果も生まれております。

ここ勝浦市は首都圏に近く海洋エネルギーの豊富な場所であり、全国的にも数少ない試験地として最適な自治体の一つであり、実証フィールドに選定されれば、雇用促進や港の活用等、大きな地域活性、経済波及効果が認められることから、海洋エネルギー実証試験地公募の

応募に向けて積極的に準備を進めることが必要と考えます。改めて市のお考えをお聞かせください。

また、この件についての県への積極的な要請の必要性についてお伺いします。本来この公募は、県が主体となって応募すべきものであります。現在、県内ではこの公募に応募しようとする市町村が出始めております。既に勝浦市のほかに銚子市、大網白里市が公募に興味を示しており、千葉県もようやく実証フィールド公募に向け動き始めております。千葉県がもし将来公募に応募する場合、ここ勝浦市が県内で最も公募条件に適していること、また、今後の募集において、他市町村に先んじて行動し、アドバンテージを確保する必要があることから、ここ勝浦市を候補地として県が公募に応募すべく、県に対して積極的に応募を要請していくことが必要と考えますが、市のお考えをお聞かせください。

次に、浜勝浦川の環境改善について質問をいたします。去る6月に河川環境状況調査及び河川環境美化事業業務委託報告書が発表されました。これは浜勝浦川の現状について詳細な報告がなされているものであります。

そこで、質問いたします。まず1点目、この調査報告書を受けて、市として河川汚染の原因について、現状、どのように把握しているか。また、この調査結果を受けて、今後どのように浜勝浦川の環境改善を進めていく予定か、お伺いします。

2点目、市民の環境意識を高め、勝浦市域を流れる浜勝浦川以外の河川の環境保全も図り、良好な河川環境を次代に引き継ぐために、行政と市民と事業者、それぞれの責務を明らかにした条例、河川環境保護条例を策定する必要があると考えます。市のお考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、海洋エネルギー実証実験への応募に関するご質問についてお答え申し上げます。海洋エネルギー実証試験への応募につきましては、平成25年3月に、海洋再生可能エネルギーの実証実験のための実証フィールドの整備を行う自治体を募集する要件が示されました。

実証フィールドの要件の概要につきましては、まず、浮体式洋上風力や波力などの海洋再生可能エネルギーの種類に応じた気象・海象条件、水深、海底地形等に関する事項として、2平方キロメートル以上の広さの海域が10年間利用可能であること。陸上に変電所が設置可能であること。次に、船舶の航行安全、環境や景観の保全等に対する適切な配慮の観点に関する事項として、漁業者その他の海域利用者や地元の利害関係者等の了解が得られていること。そして、自然保護地域等との重複や希少種の生息・生育への影響が生じないこと等となっております。

実証フィールドの整備の応募につきましては、基本的には都道府県が対象であり、市町村が応募する場合には、都道府県の同意を得た上で応募することが可能となっておりますが、本来このような事業は、ご質問にもありましたように、市町村単位ではなくて、国や県が企業と一体となって取り組むべき事業と考えております。

仮に、今年度応募するとした場合、風力、波力、潮力といった各エネルギーごとに気象・海象条件の事前調査費用として、それぞれ1,000万円以上の調査費用がかかり、かつ、応募した市町村の負担とされておりますことから、勝浦市が実施主体となって応募する考えはございません。

ただし、本市の沖合でどのエネルギー事業が適しているのかの調査を行う、可能性調査につきましては、2分の1の県の補助事業がありますので、今後の見通しなど、県と相談しながら、この補助事業の適用について検討してまいりたいと考えます。

次に、県への積極的な要請の必要性についてであります。本市の沖合は1年を通じて波やうねり、海風も吹いていることから、自然条件としては海洋エネルギー発電に適しているかと思われますので、県が主体となって、海洋再生可能実証フィールド整備の候補地として本市の沖合を応募していただけるよう、要請してまいりたいと考えております。

次に、浜勝浦川の環境改善についてお答え申し上げます。

1点目の河川環境状況調査及び河川環境美化学業業務委託報告書を受けて、現状をどのように把握しているのか、また、今後どのように浜勝浦川の環境改善を進めていく予定なのかのご質問ですが、河川環境状況調査及び河川環境美化学業業務委託報告書を受けての現状把握について、浜勝浦川流域世帯約1,000件を対象としたアンケートで回答していただいた約600件のうち、合併浄化槽を設置しているところが約25%と少ないことがわかりました。

また、流域の事業所についても、排水処理施設を設置しているところが約40%と低く、特に浄化槽の点検、清掃を法定どおり実施している事業所が約40%と、予想以上の低さでありました。

浜勝浦川は自然由来の水量が少ないことから、流域世帯や事業所からの未処理の排水や、点検・清掃が十分でない浄化槽からの排水が水質汚濁の原因となっていることがわかりました。

本調査の結果を踏まえた今後の浜勝浦川の環境改善等についてですが、汚濁の原因である生活雑排水や事業所などからの排水を改善するため、既に周辺住民等に対し、合併浄化槽設置の促進や浄化槽の清掃・点検、廃油の適正処理を呼びかけてきたところではありますが、今後とも引き続き法定点検等の徹底を周知するとともに、NPO法人等が主体となって実施している使用済みてんぷら油の無償回収事業である「ちば植物油燃料利用促進コンソーシアム」事業の利用促進について、あわせて周知していきたいと考えております。

また、行政と地元が協力して河川清掃を実施することにより、河川環境の美化と環境意識の向上を図りながら浄化に努めてまいりたいと考えております。

次に、河川環境の保全に関する河川環境保護条例の制定についてお答え申し上げます。河川環境の保護を目的に河川に特化した条例を制定することは、河川環境保護の一つとしての手段とは思いますが、しかしながら既に制定しております環境基本条例の中で、河川環境も含めた環境の保全について市の責務、事業者の責務、市民の責務を定めていることから、新たな条例の制定については考えておりません。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） まず、1点目の海洋エネルギー実証試験地の公募について再度質問いたします。

市長のご答弁で、県が主体となって勝浦市を実証フィールドの適地としてやっていくよう応募していききたいとのお答え、本当にありがたいことだと思います。先日、県の担当者のほうに少し話をしてまいりました。そのときに話したことが、県としては、漁業者との調整ができるのであれば、県も協力したいということでもあります。この件に関して既に私のほうで、両漁協に話をしまして、また先月も漁師さんと個別にお話をして、この場所であれば漁の邪魔にもな

らない、またそういうことが2キロ平方メートルということであればできるのではなかろうかということで、沖に連れていってもらって、実際に見てまいりました。ちょっと船酔いをしてしまって、僕は余りよくわからなくなってしまうんですけども、とにかく漁師さんとしても、今、例えば勝浦漁協さんの地元船、小型船の漁獲量が平成12年では500トンあったものが、今は150トン、120トン程度に落ちている。本当に地元の船が苦しんでいる中で、港を使うという事業に対しては、漁師さんたちは本当に協力的だと思います。

また、この公募でもし選定されると、つくった電力はまだ実証試験なので売れませんので、このつくった電気を漁協さんで使っていただくという話もありますので、漁業者にとってもメリットがある話ですので、これはほかの地域に比べて非常に可能性のあることだと思います。

また、県としても、この海洋エネルギーの実証試験地として勝浦沖が適していることを把握していると。特に風力、波力、海流については公募要件を満たしているというふうに認識しているとのお答えでした。ですので、県としては、地元、特に漁業者の了解と、進出可能な実証試験を行う企業、そして海床データの3つの条件さえそろえば、公募に向けて動きたいというお話がありましたので、このうち勝浦はもう気象データは大丈夫、漁業者も説得すれば大丈夫、あとは企業さえ勝浦でやりたいというところが出てくれば、十分できる話だと思います。もし、これが実現すれば、ここ勝浦が日本の海洋エネルギー研究の中心地となることすら夢ではない話ですので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

そこで、1点、質問いたします。先ほど県の補助金のお話が出ましたけれども、1次募集の締め切りは来年の2月末ですので、これは間に合わないと思います。ただ、今後、2次募集、3次募集はあるというお話ですので、この2次募集、3次募集に向けて、勝浦市も公募に応募する場合、また千葉県が公募に応募する場合のことを考えて、事前の調査であるとか、今あるデータの集積等々の研究を行うべきだと思います。県の24年度予算の中で、この海洋エネルギーの調査に使える予算として大体450万円あると。補助率が2分の1ということですので、2次募集、3次募集に向けて弾みをつけるためにも、ぜひとも本年度中にこの補助金を活用した事前調査のようなものができたらいいのではないかなと思います。この点についてお伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。ただいま議員から質問のありました補助事業につきましては、県のほうといたしましては、今年の6月補正予算につきまして、地域指導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業ということで予算要求して、現在450万円の予算が残っているようでございます。これにつきまして補助率2分の1ということでございます。また、この補助金を使っての可能性調査費用につきましては、先ほど市長より、今後検討していきたいということで答弁ありましたので、今年度検討する方向で考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 海洋エネルギーについて、あと1点だけ。先ほど市長のほうから、もし公募に応募する場合、各メニューについて約1,000万円ほどかかるというお答えでありましたけれども、これについて、千葉市幕張にあります株式会社ウェザーニューズ、ぜひ勝浦市のために協力したいというお話を言ってくださいます。ウェザーニューズとしては、勝浦市の公募に向け、協力は惜しまないと。すでに漁船等に向けた海洋データ、ウェザーニューズは世界一の天

気予報会社でありますので、船舶・漁船等に向けた海洋データの提供は既に行っているのですが、ノウハウの蓄積はあると、またデータの蓄積はあるので、調査費等について最低限のものであれば、1メニューで大体100万円ぐらい。風力、波力、海流含めて500万、600万円あればきっとできるでしょうといふこと、今、見積もりをつくってくださっているといふことです。ですので、こうした協力してくださる企業もいらっしゃると思いますので、地元の力を使って、ぜひとも公募に向けて2次募集、3次募集に向けて前向きに取り組んでいただきたいといふことで、これは要望にとどめます。

次に、浜勝浦川の環境改善についてお伺いいたします。河川環境調査報告書、本当にすばらしい報告書で、大変詳細なデータがそろっているすばらしいものだと思います。まず最初にお伺いしたいのですが、この報告書、3部しかつくられていないと記憶しておりますが、これを例えば担当課のホームページのサイトのほうで読めるようにするであるとか、ちょっと目立つような形で、せっかくつくったものですので、より皆さんの目にとまるような形で公表できないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。河川環境状況調査でございますけれども、現在、データがかなり膨大でありましたので、ホームページに載せるように今準備をしております、ある程度でき上がってきましたので、近いうちにホームページのほうに決裁をとりまして、載せる方向で今準備をしております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） この調査報告書の内容を詳しく見ていきますと、先ほども課長の答弁ありましたとおり、河川の汚染の原因として、まず生活雑排水、そして事業所からの排水、特に事業所のほうで合併浄化槽設置が40%程度である、また点検しているのも40%程度であるといふことで、河川汚濁の原因について事業者からの排水が大きな割合を占めているといふことは、調査結果としては明らかであるといふふうに思います。

そこで、質問なんですが、勝浦市の環境保全条例第37条の部分で、「悪臭の防止に関する措置」という節で、「特定施設、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生し、及び排出し、又は飛散させるおそれのある施設であって規則で定めるものをいう」といふふうに定めておりますけれども、この特定施設というもののうち、浜勝浦川流域の事業所というのが入っているのでしょうか、1点確認をお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。特定施設につきましては、そこまで施設の詳細につきましては、現実把握はしてございません。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。先ほどもお話ししましたとおり、特に事業所からの排水が大きな問題であるといふことで、以前も一般質問において法人向けの合併浄化槽の設置に関する補助金の創設をお願いしたところでありますが、これについてもう一度ご見解を聞かせてください。可能かどうか、今後やる予定があるかどうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。法人向けの合併浄化槽につきましては、現在、

状況等を把握しているところでございますので、今後その辺の調査をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） ぜひ調査をしていただきたいと思います。これも勝浦市環境保全条例の第14条を見ますと、「市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等について必要な資金のあつせん、利子補給、技術的な助言その他の援助措置を講ずるように努めるものとする。」とありますので、この話の中で一定の事業者に対してだけ補助を行うのはいかがかというお話もありますが、本当に浜勝浦川の環境改善というものは、これからオリンピックも決まってさまざまな観光客の方がいらっしゃる。あの川を見て、おお、汚いなど、きっと思われると思います。そうしたことを少しでも改善していくために、勝浦市全域の問題であると思いますので、ぜひ法人向けの合併浄化槽の設置の補助金についても前向きにどうか、しっかり調査をしていただきたいと思います。

次に、河川環境保全条例についての質問に移りたいと思います。先ほど市長のご答弁で、既に環境保全条例のほうがありますので難しいというお答えをいただきましたけれども、現状のこの勝浦市環境保全条例を見てみますと、たしかに事業者、市、そして市民の責務等書いてあるのですが、ちょっとわかりづらいのと、項目が余りにも多過ぎる、また、生活排水対策にかかわる施策ということで、第6条に規定がありますけれども、「市は、生活排水の排出による河川等の水質の汚濁の防止に関する知識の普及および水質の汚濁の防止を図るために必要な施策を実施するものとする」、この項目しか実質ないんですね。また、市民であったり、事業者の責務というものが、いまいちどこに書いてあるかわかりづらいということで、私は条例というものはできるだけわかりやすく、シンプルで、かつ実効性の高いものであるべきだというふうに思います。川の問題がこれだけ大きな問題であるので、ぜひ川に特化したシンプルで、そしてわかりやすい実効性のある条例をつくるべきではないかなというふうに思います。

ほかの市町村の実例を見てみますと、河川保護条例というものが幾つかあります。その中で特徴的なのは、どの条例を見ましても、まず市の責務と市民の責務と事業者の責務を非常に簡潔に、努力義務規定ではありますけれども、これをやっちゃいかん、これをやるべきだということをしっかりわかりやすく書いてあることなんですね。

ほかの市町村の事例を読ませていただきます。河川環境保護条例として、市の責務、市は市内河川の環境を保全するために、自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するものとする。次に、市民の責務、市民は日常生活を通じて河川の環境を保全するようみずから努めるとともに、市が実施する河川の環境保全に関する施策に協力しなければならない。また、事業者の責務として、事業者は事業活動を通じて河川の環境を保全するようみずから努めるとともに、市が実施する河川の環境保全に関する施策に協力しなければならないと、非常にシンプルにわかりやすく、誰が見てもわかる形で書いてあります。

先ほど市長のご答弁にありましたように、この川の問題はさまざまな要因が複合的に絡まっているので、解決が非常に難しい問題ではありますけれども、まず第一に、市民の意識改善が必要ということだろうと思います。ですので、市民の意識改善を図るためにも、わかりやすい形での条例を制定して、勝浦市はこれだけ一生懸命、本気で河川の浄化に取り組むんだよという理念を示すことが大事なんではなかろうと思いますので、ぜひ河川環境保護条例を研究して

つくっていただきたいと思うのですが、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。河川環境保護条例につきましては、先ほど市長答弁にもありましたように、本市では、環境基本条例を制定しておりまして、その中で第4条で市の責務、第5条で事業者の責務、第6条で先ほど議員言われました市民の責務等が記載されております。この市民の責務の中で、市民の意識改革等も含めて、現在、特化した条例ではありませんが、浜勝浦川につきましては、各区とか市職員による定期的な清掃等に心がけておりますので、その中で今現在はやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） しかし、先ほど例えば環境保全条例の中の37条の特定施設がどのくらいあるのかとか、該当する施設があるのかということについて把握できてないということは、この条例がきちんと効果を発揮しているかどうかということ、現状そうではないような気がいたします。繰り返しになりますけれども、できるだけシンプルに、何かの分野に特化して、ほかの市町村に誇れるような、わかりやすい条例をつくっていただきたいなと思いますので、これは要望です。以上で質問を終わりたいと思います。

散 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明9月10日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時50分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問